

総務委員会会議録

日時 平成19年12月14日(金) 開会時間 午前10時05分
閉会時間 午後5時02分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 英機
副委員長 丹澤 和平
委員 土屋 直 中村 正則 森屋 宏 河西 敏郎
岡 伸 木村富貴子 安本 美紀
議長 内田 健

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員長 鶴田 美枝 警察本部長 宮城 直樹
総務室長 小野 忠則 警務部長 三木 邦彦 生活安全部長 柏木 昭俊
刑事部長 長田 富士夫 交通部長 深沢 正和 警備部長 三森 義文
警務部首席監察官 望月 政明 会計課長 宮崎 清
警務課長 保坂 廣文 教養課長 清水 徹 監察課長 青柳 一郎
厚生課長 中村 英治 情報管理課長 佐野 俊夫
生活安全企画課長 川口 昭彦 地域課長 小林 茂樹
少年課長 長沼 郁雄
捜査第二課長 仲村 健二 組織犯罪対策課長 北林 亘
交通部参事官 伊藤 厚 交通指導課長 清水 正平
交通規制課長 有泉 辰二美 運転免許課長 山形 繁行
警備第一課長 小沢 志郎 警備第二課長 進藤 文芳
警察学校長 清水 俊夫

知事政策室長 小松 重仁 知事補佐官 中村 康則
企画部長 新藤 康二 県民室長 輿石 和正
知事政策室次長 中澤 正徳 政策参事 芦沢 幸彦 政策参事 小林 明
政策参事 曾根 哲哉 秘書課長 平出 亘 広聴広報課長 田中 宏
理事 山本 正文 理事 有泉 晴廣 理事 堀内 昭司
企画部次長 小川 昭二 企画部次長(新行政システム課長事務取扱) 新津 修
企画部次長(情報政策課長事務取扱) 笠井 一
企画部次長(リニア交通課長事務取扱) 深沢 藤雄 県民室次長 藤原 克己
企画部参事 小池 一男 企画部参事 大木 治雄 企画課長 古屋 博敏
世界遺産推進課長 吉澤 公博 北富士演習場対策課長 山本 誠司
統計調査課長 飯沼 義治 県民生活課長 高橋 哲朗
食の安全・食育推進室長 齋藤 辰哉 生涯学習文化課長 大森 大一
青少年課長 岩間 康 男女共同参画課長 清水 享子
国際課長 小幡 尚弘

総務部長 古賀 浩史 会計管理者 新藤 満
人事委員会委員長 浅井 和夫 代表監査委員 野田 金男

選挙管理委員会委員長 新海 治夫
 防災危機管理監 櫻本 安善 理事 笠井 智明 理事 浅川 幸治
 次長 花形 俊雄 次長(人事課長事務取扱) 輿水 修策
 次長(消防防災課長事務取扱) 笹本 勝相 職員厚生課長 原田 広幸
 財政課長 原 昌史 税務課長 酒井 善明 管財課長 石合 一仁
 営繕課長 藤江 昭 私学文書課長 宮下 正範 市町村課長 久保田 克己
 出納局次長(会計課長事務取扱) 窪田 守忠 管理課長 武井 輝幸
 工事検査課長 佐野 今朝男
 人事委員会事務局長 石井 俊彦 人事委員会事務局次長 名取 幸三
 監査委員事務局長 山本 正敏 監査委員事務局次長 宇野 哲夫
 議会事務局次長 笠井 祥一

- 議題 第114号 山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例制定の件
 第115号 山梨県行政機関等の設置に関する条例中改正の件
 第116号 山梨県知事等の給料の特例に関する条例中改正の件
 第117号 山梨県職員等の給与の特例に関する条例中改正の件
 第118号 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件
 第120号 山梨県警察職員給与条例中改正の件
 第121号 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例中改正の件
 第122号 山梨県職員の育児休業等に関する条例等中改正の件
 第126号 山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例中改正の件
 第127号 平成19年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
 第129号 平成19年度山梨県集中管理特別会計補正予算
 第134号 当せん金付証券発売の件
 請願第19-10号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求めることについて

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
 また、請願第19-10号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、知事政策室・企画部、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時4分から午前11時07分まで警察本部関係、休憩をはさみ、午前11時23分から午後3時24分まで知事政策室・企画部関係(その間、午前11時54分から午後1時32分まで及び午後2時24分から午後2時44分まで休憩をはさんだ)、さらに休憩をはさんで、午後3時49分から午後5時02分まで総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。
 総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係については、引き続き17日にも審査を行うこととなった。

主な質疑等 警察本部関係

第120号 山梨県警察職員給与条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第126号 山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例中改正の件

質疑

岡委員 このことは、私たちも快適な生活を営むためには必要だと感じますけれども、例えば、労働組合、あるいは、他のそういうふうな団体が、駅前なんかで街頭演説をします。どの程度の音量で取り締まる予定になっているのか。これでは10メートルということでありまして、音量については記されていないのですが、それについてはどの程度でしょうか。

小沢警備第一課長 この条例の音量につきまして、85デシベル以上としております。

岡委員 勉強不足で大変失礼でございますけれども、85デシベルというのはどの程度なんでしょうか。例えば街宣車が歩いていますけれども、どの程度なのか、お聞きします。

小沢警備第一課長 85デシベルというのは、大半の人が極めてうるさいと不快に感じる音で、気持ちがいらいらし、疲労の原因ともなる騒音でありまして、具体的に言いますと、非常に騒々しい工場の中、もしくは電車通過中のガード下のような音と理解していただければ結構だと思います。

岡委員 大卒でわかりました。あと一つ、今度罰則が新設されるわけですね。罰則が新設されまして、懲役刑も出てくるわけですが、そうした場合、例えば注意をする。注意をしてとまらない場合とか、そういうふうな形で、一度に検挙するようなことはないと思うのですが、その辺についてはどういふふうな形で考えているのでしょうか。

小沢警備第一課長 暴騒音を発した行為があった場合は、まず最初に警察官による停止命令を、いわゆる違反行為の停止命令を発します。具体的に言いますと、85デシベル以下に下げようという停止命令を発します。それに従わなかった場合に検挙するという手順を踏んでおります。

岡委員 最近では少なくなってきたんですけれども、暴走族なんかを、うちの方ではバイパスなんかを中心に、あるいは県道、国道を中心に走っているわけですが、これらについてはどうなんでしょうか。

小沢警備第一課長 拡声機による暴騒音条例でございますから、これの適用外となります。

内田委員

今の関連ですけれども、私の方でも、ある団体ですとか、幾つかの人たちから陳情書をいただいています。我々も選挙のときには拡声機を使って、それぞれ飛び回るし、先ほど、ガード下ぐらいだと言われたんですけども、それじゃあちょっとわからないし。率直なところで、我々が例えば選挙期間中に行っても、うるさいということをかなり言われるんですよね。「そんなことやると入れないぞ」とか。この趣旨というのが公共の福祉の確保に資するというところにあるわけですから、多分、一般の選挙活動の中ではこれは影響ないと私は思っているんですけども、政治活動ありますよね。例えば博物館建設の凍結だとかというようなときに、車を飛ばして拡声機を使ったりするんですけども、多分、政治団体ってそういう心配があると思うんです。罰則も新しくつくられたということになれば、制止をされてやめればいいけど、また継続してやると、今度は拡声機を取っちゃうということも確かにできるんですよね。そういうような心配が多分あるんじゃないかなと思うんです。85デシベルというのは、我々が普通に選挙活動をやっているときの、あの音は、10メートルぐらいのところで大体どのぐらいなんですか。

小沢警備第一課長

具体的にはかってあるわけではありませんが、参考に、うちの県警におきまして最近、地域の平常騒音をはかりました。その結果、県下で騒音の一番高いのが、国母交差点でございますが、そこを大型トラック等が走った場合に70.2デシベルということにして、選挙活動等で行きますと、80より下がる程度ではないかと思っております。

内田委員

我々の選挙活動に多分影響がないと思います。正当な政治活動については、考慮ということじゃないですが、ぜひよろしく願いいたします。

三森警備部長

ちなみに、第2条におきまして、適用を除外するものが規定されております。その中に選挙運動や、選挙における政治活動、これは先生がおっしゃったとおり、社会的に重要であり、公共性が極めて高いことなどから、初めから規制の対象から外れております。

森屋委員

警察の皆さん方のつくられる法律とか条例というのは取り扱いがわからないのですけれども、これは法律じゃなくて、あえて山梨県の条例ということでつくられたのは、特段、県内において皆さん方の方にそういうお訴え、あるいは問題になった事例が多いからとかいう、何か背景があるのでしょうか。

小沢警備第一課長

この条例は平成5年当時に最初に施行されたものでありますが、この当時はやはり、一部右翼等の異常な騒音による街宣活動ということで住民の取り締まり要望がありました。最近では、県内でこの条例により、ある程度抑止はされているわけですが、全国的に集団で右翼等が街宣活動をして、著しい迷惑をかけているということで、現在の条例ですと、ちょっと抑止効果が落ちるとか、先ほどの説明にもありまして、取り締まりにも困難があるということで、今回、条例改正をさせていただきたいということです。

森屋委員

全国でそういうのを法律として規制するというのはないんですか。それぞれの地区で条例としてこういうように定めていかなければならないんですか。ちょっと法律がわからないので、申しわけございません。

宮城警察本部長 国の方では、法律が一つございまして、これは在外の大使館でありますとか国会の周辺、これにつきましては法律がございまして。ただ、それ以外の一般的なといいますか、特に場所を特定しない暴騒音の条例につきましては、これは地方自治を尊重するという観点から、要件であるとか、騒音の値とか、こういったものについては、それぞれの県で決めるといったことで整備されています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第127号 平成19年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(飲酒運転事故について)

岡委員 12月に入りまして、僕らもあちらこちらで忘年会というふうなことがあるわけでございます。そういう中で、交通事故の中で飲酒運転の占める割合はどのぐらいなのでしょう。

伊藤交通部参事官 飲酒運転につきましては、きのう現在、交通事故そのものが6,576件中、90件でございまして、1.4%でございます。

岡委員 飲酒運転で通学中の子供たちの中へ飛び込んだような事故も過去にあったけれども、昼御飯を食べながらでも、トラックの運転手が一杯飲んでいる姿を見ているというようなことが、私たちの会派の中でも話に出たこともあります。そういう方々は、基本的にアルコール依存症というんでしょうか、1.4%の方々の中には、そういう方々はいなかったんでしょうか。

清水交通指導課長 アルコール依存症に関しましては、そのような統計をとっておりませんので、内容的にはわかりません。交通事故でアルコールが関与していれば、その状態が出てきたときは、この方はアルコール依存症だという情状意見を書いたりして把握はしております。アルコール依存症であれば、私は行政処分の方はわかりませんが、行政処分関係でも何らかの情報等があるのかもかもしれませんが、その点はわかりません。

岡委員 交通事故の中でも、非常に危険度の割合の高い、飲酒事故というのはそういうようなことだと私は感じるわけでありまして、そういう点からするならば、1.4%しかないのかもしれませんが、非常に危険度が高いと感じるので、また機会があったら調査していただきたいと思います。
以上です。

(警察庁舎等の整備について)

森屋委員 1点、ちょっとお聞きしたいと思います。実はきょう午後から総務部関係があって、行革大綱が出てまいりましたので、財政的な論議をちょっと時間取ってやりたいなと思っているんです。そこで、警察関係で、木村先生たちが一生懸命、甲斐の警察署の設置というのを求めていますけれども、そういうのは別として、大分、行革で財政論議で絞られてきて、枠がはめられてくる。私はこの委員会は4年に1回しか戻ってまいりませんので、大変寂しい思いがありますけれども、常に警察本部の庁舎の問題を取り上げさせていただいています。全国いろいろな県庁へ行かせていただくと、必ず県庁のメインの建物があって、そしてどちらかサイドに議会の立派な建物があって、その対面には必ず警察本部があって、「ああ、これがそれぞれの都道府県行政の姿かな」なんて、いつも見させてもらっている。

山梨に帰ってまいりますと、ここは伝統的な建物ですから、これはよしとしても、警察本部という建物がないことに、常に寂しさというか不安を覚える部分がございます。聞くところによると、警察の一部が今入っている道路向かいの建物は耐震もまだ済んでいないというお話も聞いております。甲府地区において大規模地震が起きる可能性は80%以上あると。そのときに第一線で働いていただかなければならない警察の皆さん方の建物が壊れてしまったということでは、大変なこととして、とにもかくにも警察本部をいかに建物として集約をして、機能を最大限に発揮できるような場所を確保するかということを、常に、私は4年に1回ここに帰ってきたときにお話をさせていただいています。そんな意味で、きょう午後から財政の方とやり取りをしますけれども、その予備知識として、今、警察本部の建物についての現状というのはどうなっているのか、お知らせをいただきたいと思います。

三木警務部長 森屋議員御指摘のとおり、現在の警察本部庁舎は非常に古くて、狭隘化しておりますし、また、セキュリティー上も非常に問題があると考えております。警察本部におきましては、耐震性の問題もございますし、警察本部機能をより発揮するためにも、今はいろいろ分散化しておりますので、それを一本化して、警察本部機能を最大限発揮する上からも、新庁舎の建設というものは、我々にとって悲願であると思っております。

森屋委員 それをですね、悲願、大分なし遂げられない悲願、計画の俎上にも乗ってこないような現状である。大変厳しいところであると思っております。今現在、財政の方に対してどういう働きかけをされているのか。いかがでしょうか。

三木警務部長 現在、警察本部内部におきまして検討委員会を設けまして、つい最近新築した県警の資料を集めたりという作業をしております。

森屋委員 これは長らく議会の方でも、議員の先生方も関心を持って、特にこの皆さん方は常にいろいろな都道府県の姿を見ておりますので、ぜひこういう場に

もそういう計画を投げかけていただいて、一丸となってその必要性を県民に訴えていく必要があると思います。

消防の関係も一体化して、それから新しいデジタル的な機器をそろえて、通信網なんかも整備をしてという議論もあるんですけども、ぜひ警察の方も、そういう意味で山梨県を一体に見ていただく。個々の警察署も大切なんでしょうけれども、やっぱり本部機能として新しい時代に合わせた、最新の機器をそろえた、先端に立った役割というのも恐らく時代が変わってまいりましてあるのしょうから、ぜひ、議会の場にも投げかけていただいて、多くの議論を喚起する必要もあると思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

河西委員 今、県の交番とか駐在所、そういうものの全体数といいますが、数はどのぐらいあるんですか。

小林地域課長 県下の交番、駐在所の数についてでございますけれども、交番につきましては20か所、駐在所につきましては129か所、合計で149か所でございます。

河西委員 その建物ですけれども、耐用年数といいますが、30年ぐらいかななんて思うんですけれども、耐用年数があるとしたら、その耐用年数を過ぎたというような交番、駐在所というものがあるんでしょうか。

小林地域課長 交番、駐在所につきましては、木造建築のものが築25年以上、それからコンクリートブロック建築のものにつきましては、築30年以上を経過した建物につきまして、それぞれの施設の老朽化の状況等を検証しながら、建てかえの対象としております。

年数を経過した交番、駐在所ですけれども、県内にはコンクリートブロック建築で30年を経過している駐在所が20か所ございます。木造建築のものでは対象となるものはございません。

河西委員 コンクリートで20か所耐用年数が過ぎたところがあるということですが、それに対する建てかえ計画というようなものがありますか。

小林地域課長 建てかえそのものにつきましては、老朽化の状況、都市計画等による移転の必要性、統廃合の必要性、市町村合併後の動向など、総合的に勘案しながら、地域の治安維持の拠点にふさわしい施設として順次行っていきたいと考えております。

平成19年度は、甲府警察署の昇仙峡の駐在所、移転建てかえ。笛吹警察署の富士見駐在所の現地建てかえをしております。昨年度は南甲府警察署の太田町、伊勢、南甲府駅前の3交番を統廃合しまして湯田交番を新設。それに甲府警察署の千塚交番の現地建てかえを行っております。

以上です。

河西委員 今、平成の大合併ということで大体進んでいるわけですけれども、その中で交番、また駐在所等の統廃合を進めていくというようなお話がありましたけれども、地元のことでも本当に申しわけないのですけれども、今、中央市の方で北部の区画整理をしたときに、28町歩ばかりでしたけれども、そのと

きに成島の駐在所も新設していただきました。そのほか、もともと下河東の駐在が、今、南部の区画整理事業を50ヘクタールですか、進めている中にあるんですけども、その駐在の年数というのは、今、建ててからどのぐらいたつんでしょうか。

小林地域課長 成島の駐在所につきましては、築10年であります。それから、下河東の駐在所につきましては、築31年となります。

河西委員 下河東の場合はもう31年たっているということですから、もう建てかえていく必要があるんじゃないかなと思います。何か中央市と建てかえについての話し合いとか、そういうものがあるんでしょうか。

小林地域課長 交番、駐在所につきましては、地域社会に最も身近な警察ということもあって、地域の安全と平穩の確保という観点から、面積とか世帯数、人口、事件・事故等の発生状況、それから警察署、または隣接する交番とか駐在所の距離関係、人的な状況、地域住民の意見・要望、これらを総合的に判断して設置を検討しています。

中央市は南甲府警察署の管内ということですが、中央市の管内では5か所の駐在所がございますが、現在のところは具体的な統廃合の計画はございません。老朽化の状況、都市計画等によって統廃合の必要性を総合的に勘案いたしまして検討してまいりたいと思っております。

河西委員 ありがとうございます。交番、駐在所というのは直接住民に接する大変大事なところだと思います。住民が気軽に入ったり、また、相談しやすいというような施設整備が大変大事だと思います。また、そこで働いていただいている警察署の皆さん方も働きやすい環境づくりが大変大事じゃないかなと、そんな思いがいたします。財政の事情等もあるかもしれませんが、私ども協力できることはさせていただきますから、ぜひ計画的に進めてもらいたいと思います。

以上です。

(飲酒運転について)

丹澤委員 「甘い言葉と暗い道。気をつけよう甘い言葉と暗い道」ですか。若い女性に対する標語があったと思います。私が政治家になりましたら、こう言われました。「気をつけよう甘い言葉と捜査二課」。ここにいる人は、そういうことは絶対ありませんから。木村委員のように、本部長に向かって甲斐署を建てるとか、庁舎を建てるとか、「そのとおり」とかっていうやじを飛ばす勇氣はありません。

平成19年9月に道路交通法が改正になりまして、非常に飲酒運転に関する厳罰化がなされたわけでありまして、厳罰化によって飲酒運転の抑止効果というのはあったのでしょうか。

清水交通指導課長 飲酒運転に関する罰則の強化、あるいは飲酒運転を助長する三罪が禁止されまして、その結果、飲酒運転検挙状況、飲酒事故の発生状況を見ますと、明らかに減少の効果があらわれています。

ちなみに、飲酒運転の検挙につきましては、法が施行されました9月1日から11月末までのおよそ2か月間で、前年は234件の検挙がございましたが、本年は78件ということで、156件余り減少しております。また、

飲酒に基づく交通事故につきましては、昨年同期が25件に対し、本年は11件というように減少を見ております。

丹澤委員 山梨県の飲酒運転の検挙は、他県と比較する方法があるかわかりませんが、例えば人口1万人に対してどのぐらいの検挙率というか、何かあるんでしょうか。その方法で見た場合に山梨県の飲酒運転の検挙率は高いんですか。

清水交通指導課長 手元に正確な数字はございませんが、私の記憶ですと、やっぱり交通機関の発展が山梨のように乏しい地方は、飲酒運転が今までは多かった。例えば大分だとか沖縄だとか、それに準じて山梨とか、そういう公共交通機関の発達がおくれている地域は、意外と飲酒運転が多かったという事実がございました。

しかし、この罰則が強化されてからは、山梨と同規模県を比較しますと、余り差はないように感じております。

丹澤委員 私は抑止効果というのは厳罰に処するというのも大変効果があることだと思う。きょうの新聞を見ますと、山梨県で初の酒類提供者に対して適用したと、新聞に出ておりますけれども、警察はしょっちゅうやっているんだ、飲酒運転やったら、しょっちゅうやっているから危ないぞというように、公表することもひとつ抑止効果につながると思うんです。私もこの間まで県庁にいて、県庁職員がついこの間もそういうことをやりました。本当に残念な気がいたしますけれども、氏名を公表することによって、ああ、夕べもやったんだ、その前もやったんだと、こういうふうなことがかえって、抑止効果があるんじゃないかと思うんです。そういう氏名の公表についてはどう考えておられるんでしょうか。

清水交通指導課長 飲酒運転につきましては、原則、逮捕事件につきましてはすべて公表しております。先ほど申しましたように、罰則強化とか助長罪が新設されたことによりまして、検挙した被疑者を取り調べたことによって助長罪が発覚する可能性がたくさんありますので、今後は逮捕事件も多くなると思いますので、公表する件数も多くなると思います。

丹澤委員 そうすると、逮捕した人だけしか公表しないんでしょうか。

清水交通指導課長 警察の公表基準といたしましては、現在は逮捕事件を原則としております。

丹澤委員 義務というのは何に決まっているんですか。

清水交通指導課長 義務でなくて、基準を内部的に設けてございます。

丹澤委員 逮捕者しか公表しないという基準なんでしょうか。

清水交通指導課長 原則として逮捕者について公表をするという基準でございます。

丹澤委員 今、そういう基準があるのであれば、抑止効果ということのをねらう意味で、本人のプライバシーの保護ということも最近では叫ばれておりますが、これは道路交通違反ということですから、そこまで守る必要があるのかどうか、私はいささか疑問に思っておりますけれども、そういうものを公表することに

よって、飲酒運転はですね。交通違反をすべからくやれというわけではないんです。そういうものも公表することによって、また出た、また出た、また出た、警察やってる、やってる、やってるといふような抑止効果があるのではないかと。だから、そういうふうな人まで公表したらどうかということです。

清水交通指導課長 氏名を公表しないまでも、任意事件でも、今朝の新聞のように、悪質であるものについては内容を広報しておりますので、それはある程度の抑止効果があると思います。また、すべての個人を酒気帯び運転で検挙したからといって、氏名を公表することは、若干、個人情報との絡みもございまして、慎重にやりたいと思っております。

丹澤委員 わかりました。これから年末年始、飲酒の件が多くなるわけでありませうけれども、交通事故の撲滅というんですか、根絶というんですか、そういうことをするには警察は取り締まりが主でしょうけれども、これ以外に何か対策はあるんでしょうか。

伊藤交通部参事官 今、お話がございましたように、警察は取り締まりということで、いわゆる飲食店街周辺を重点としまして現在、ミニ検問、あるいはパトカー等の巡回によった警戒取り締まりを強化しています。それとともに、いわゆる自治体を中心とした飲酒運転根絶運動を柱としまして、交通安全協会、あるいは飲食店組合等とハンドルキーパー運動というものを今、積極的にやっております。これに対する支援、協力するなどして啓蒙活動を行っております。また、交通関係機関、団体との連携によりまして、チラシ、パンフレット、ポスター等の広報資料を作成するとともに、各地の広報媒体を活用した飲酒運転根絶の広報、啓発を推進しているところでございます。

丹澤委員 ありがとうございます。わかりました。

では、刑事部にお尋ねをいたします。県営の塩部団地の事件、強盗殺人事件が発生して、10月28日、わずか40日ということで、まさにスピード解決をされました。山梨県警察の捜査能力の高さ、本当に見せつけられた思いがいたします。心から警察の刑事部に対しまして敬意を表するところであります。

実は、三十数年前に、私の友人で社会部の記者になったのがありまして、それが私のところに来て、清水一行の『捜査一課長』という本を読まなきゃだめだ。あれを読まないと言葉記者になれないと言って、私に話をしてくれました。そのときのことを思い出しまして、夕べ、ちょっとひっくり返してみたんですけども、古い捜査手法、今、近代警察の中で新しい捜査手法というものもあるんでしょうけれども、やっぱり地道に、愚直に捜査する、これが捜査の基本だ、まさに古い手法が大事だということが書いてありました。尋問の仕方、尾行の仕方、そういうことが「なるほどな」と思うようなことがありました。

団塊の世代はそういう知識をたくさん持っている人たちなんだろうけれども、それがいよいよ退職をされる。刑事部長さんも、長い刑事畑を歩いてこられて、いよいよ最後の総仕上げということでありませう。そういう捜査手法というものを下に引き継いでいくような、そういうことを警察ではしているんでしょうか。

長田刑事部長

定年等による本県警察官の退職者は、ことしの春68名、来年の春66名になってございます。こういった団塊世代のベテラン刑事の大量退職に備えて、戦力ダウンをしないために目下行っている後継者育成につきましては、例えば今回のような塩部の強盗殺人事件、捜査本部事件、あるいは県内で、重要事件が発生した場合に、一線警察署の若手の刑事を招集いたしまして、捜査に従事させます。実践教養ということでありまして。また、若い警察官の中でも、刑事志望者が大勢いるわけですけれども、こういった人材を刑事に登用する際に、刑事任用専科ということ集合教養、あるいは実地教養、こういうことをやっております。それらの施策は若手刑事の全体的な底上げをはかるという意味があります。

もう一つ、刑事部門にスペシャリストといいますか、名人芸を持っている捜査官、年配者がおりますので、これらを技能指導官に指定して、若手に伝承教養を行っております。さらに、一線警察署から選抜した刑事を警視庁、あるいは当県において、スペシャル刑事という特別の教養を施して、これは刑事の専門家を育てる、こういうふうな施策もしております。

もう1点、捜査幹部の指揮能力向上、これも大事なことでありまして、特別捜査幹部研修といった、全国レベルの研修がありますので、これに積極的に参加させて、指揮官の育成を行って全体として後継者育成に努めている状況でございます。

(高齢者の運転免許の更新について)

安本委員

先月の11月でしたけれども、総務委員会の県内視察で、新装になりました県の総合交通センターを視察をさせていただき、趣旨の説明をいただき、ありがとうございました。大きな検査のコースを見ながら、今度は高齢者の方も何年前から、70歳以上だと思えますけれども、運転免許の更新をするときには適性検査を行うことになったという話を伺いまして、そのことに関連して少しお伺いをしたいと思えます。交通事故の発生状況と高齢者の方の運転免許の更新制、また返納制度についてお伺いさせていただきたいと思えます。

県内の交通事故の発生状況につきましては、私が県庁に入りましたころは、死者100人を上回るとか、少なくなるとか、そういうようなところで年末になりますといろいろな話題が出ておりました。ここ数年は飲酒運転の撲滅の取り組みですとか、シートベルトの着用ということで、死者数も発生件数も減少していると聞いております。ことしにつきましても、たしか10月末現在で昨年よりも減少しているというような報道もされておりました。その発生状況と、その中で高齢者の方の交通事故についてはどのような推移になっているのか、また、その占める割合はどのようなふうに移しているのか、まずお伺いさせていただきたいと思えます。

伊藤交通部参事官

11月末現在の、交通事故の発生状況でございます。発生件数が6,282件で、これにつきましては前年比がマイナス103件。交通事故で亡くなった方は45人。これは前年比マイナス10人。負傷者につきましては、8,383人ということで、前年比マイナス122人ということで、発生件数、死者、負傷者とも現時点ではマイナスでございます。

また、11月末現在における、65歳以上の高齢者が関係する交通事故につきましては、発生件数が1,449件。これは前年比プラス160件。死者数は24人で、これは前年比プラス1人。負傷者数については1,084人で、前年比プラス132人ということで、高齢者が関係する事故につきま

しては、件数、死者、負傷者ともプラスでございます。

それから、割合でございますが、高齢者の関係する事故の発生件数につきましては、交通事故全体の23%。また、死者数につきましては53%。負傷者数につきましては、約13%という状況でございます。

安本委員

県内の交通事故の全体の件数、死亡者数は減っている中で、高齢者の方についてはふえているということがわかりました。これは高齢者のドライバーそのものがふえているからというふうに思いますけれども、こういったことに対処していくために、高齢者の方の運転免許の更新制度が数年前に改められたと聞いております。また、来年度も認知症か何かの関係で新しく更新の際に適用になるものもあると聞いておりますけれども、その内容について教えていただきたいと思っております。

山形運転免許課長

今の高齢者教習の件について申し上げますと、高齢者の交通事故の防止を図るということで、平成14年6月1日、これまで75歳以上が高齢者講習を受けていただきましたけれども、事故の発生の状況を見まして、これを70歳までに下げました。そして、更新する際に高齢者講習を必ず受けていただく。また、それを条件として更新ができるという制度になりました。この更新は、自分が免許を持っていて、その期限が切れる3か月前、指定自動車教習所へ我々の方で講習を委託しておりますので、そこと連絡を取って、その教習所で講習を受けていただくこととなります。

そして、実際に、高齢になりますと身体的機能が低下いたしますので、その自覚を促して、その自覚に基づいた安全運転をしていただくという趣旨のもとで講習を行っております。

統計を見ますと、18年中は、対象者が1万7,714人おられたのですが、そのうちの1万4,329人が受講しています。対象者に比べて受講者が少ないというのは、やっぱり高齢で自分で免許証を切らした方、あるいは死亡している方、こういうものがかなり含まれていると考えています。以上です。

安本委員

更新の際にも厳しくなっているし、もう自分でも自覚して更新されないということですが、高齢者の方の運転に伴う事故防止というか、免許の更新制度が厳しくなったほかに、自主返納制度というものも聞いております。最近、いろいろな県で取り組みがありまして、例えば自主的に高齢者の方が運転免許証を返納すると、残った有効期間中はバスが無料になるとか、それから運転免許証を返納したときに交付される運転経歴証明書というのがあるそうですけれども、それを見せるとタクシーが1割安くなるとか、いろいろな制度をつくられているようです。山梨の場合、公共交通機関が余り発達をしていませんので、また、農作業のときにも運転が必要ということで、なかなか難しい面はあるかと思うんですけれども、そういった自主返納に対して何か奨励制度を出していただければ、そういったことも進むのではないかと考えております。そういう点についてはいかがでしょうか。

伊藤交通部参事官

現時点では奨励制度はございません。他県等では、高齢者が自主的に運転免許証を返納した場合につきましては、行政やタクシー協会、バス協会が中心となりまして、バス、タクシーの割引制度の導入、また、公共交通機関の共通乗車券の発行等を行っているところもあると聞いております。

安本委員

ぜひ本県においても検討して制度を導入していただきたいと思います。

最後に1点伺いますけれども、例えば一家で、おじいちゃんの運転を見ていると危ない。子供としてはぜひ運転やめてほしいというようなことがあります。本人は自分は一流ドライバーだということで大丈夫だとかと言っているケースもあります。また、認知症で、そういったことで事故が、高速道路を逆走したというようなことも聞いております。例えば本人は嫌がっているけど、だれか別の人が返すような手続ができるのかどうか、そういったことについて最後にお伺いします。

山形運転免許課長

高齢者の免許証については、ご家族であっても、本人の同意を得なければ、これは返すことができないという法上の規定があります。

主な質疑等 知事政策室・企画部関係

第115号 山梨県行政機関等の設置に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第127号 平成19年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(北口県有地の活用について)

岡委員 企画部長にお聞きしたいと思います。先日、私は本会議場で質問させていただきましたのですが、基本的に私は北口の開発について、考え方については賛成をいたしております。そういう立場でお聞きしますが、12月6日、自由民主党の議員総会でお話をされたと、新聞報道されてはいますが、具体的にどういってお話をされたのか、まずお聞きします。

新藤企画部長 新聞に書いてあることに変わりはないわけでありませうけれども、改めて申し上げますと、私どもが北口の県有地に進めている事業について、知事からその前の月の28日、全員協議会の席において発言がされた。そのことについての説明を求められたわけでありませう。その際に北口の県有地について、情報政策アドバイザー会議からの提言等もあって、使い方について情報通信産業の振興、それをすることによって本県の活性化に資するというような形につながる使い方をしたいということで、情報通信産業の関連の企業に話をしておりますということを申し上げました。
以上です。

岡委員 私は、本会議の席でも発言させていただいたのですが、情報政策アドバイザー会議の提言の中には、北口ということは一言も出ていないですね。山梨が全国に発信基地となるように努力するべきだということは書かれていたことは事実なんです、都内のある会社と交渉しているとアドバイザー会議の提言のときに話が出たのでしょうか。

- 新藤企画部長 アドバイザー会議では具体的にどういう企業ということは出ておりません。ただ、少なくとも山梨県の産業の活性化のためには、今現在、IT産業が本県の産業界をリードしている部分もあり、そうした形のものが本県の産業振興に資するという思いの中で、東京にある大手の企業が山梨に来ていただけるならばありがたいということでお話をさせていただいているものであり、特定の企業名がアドバイザー会議で出たわけではありません。
- 岡委員 了解しました。
いつごろからIT企業と話し合いを進めてきたんでしょうか。
- 新藤企画部長 夏場ごろと理解をしております。
- 岡委員 夏からというと、既に9月議会もあったわけでありまして。議会へも相談すると知事は再三答弁をなされています。私らは、2月の議会、6月の議会、9月の議会と3回の議会で北口が良いのではないかと、図書館の問題もありましたけれども、IT産業を中心として情報活性化のためにも北口は非常に有利な場所だと3回にわたって質問させていただいてきているわけです。夏ごろからならば、9月の議会の中でも若干なりとも考え方を述べられてもよかったのではないかと思いますのですが、いかがですか。
- 新藤企画部長 私どもは、具体的に企業を誘致するといったことを念頭に置く部分と、使い方をどういうふうにするかということについては、具体的なものを持ち合わせてございません。そうしたことが仮に企業側の賛同が得られるのであれば、次のステップとしてこういうことを考えたいな、こういうことができるなという思いでありまして、その時点でお話はさせていただきましたけれども、現在までその御返事をいただいております。したがって、議会においてお話ができるような状況でなかったということでもあります。
- 岡委員 私が言いたいのは、北口開発は非常に、県民としても注視の的だと私は感じているわけです。議会へ説明があってもしかるべきじゃなかったかと、感じているのです。唐突に全員協議会という場で話をされたわけでありまして、余りにも、私は、議会軽視というふうな言い方をいたしましたけれども、もっと早い時点で話がなされているならば、9月の議会で若干なりとも話が出てよかったのではなかったかと、説明があってもしかるべきではないかと感じているのですが、どうなのでしょうか。
- 新藤企画部長 私どももいろいろな動きをいたします。けれども、それについては、先ほど岡委員の言われましたように、自由民主党の会派の説明の席では申し上げましたけれども、私ども確たるものがない段階でいろいろお話しすることができなかったということで、決して議会をないがしろとか、隠し通してというように考えておりません。先ほど言われましたように、大変貴重な、大事な土地であるということをも十分承知いたしております。そのための使い方として、どういう使い方をすることが県にとって、県民にとっていいかということを念頭に行動しているつもりであります。
したがって、具体的な段階に入りましたならば、しかるべき手続をとって説明をさせていただきたいと思っております。

- 岡委員 ぜひ積極的に努力をしていただきたいと思います。今からのプロセスという意味で、今後の見通しとしてどんなふうになっているのでしょうか。
- 新藤企画部長 今、お話をさせていただいているところ等からの返事等を待って、進んでいくことになるかと思っています。ただ、先方には具体の期限を切っておりません。したがって、いつまでにどうこうできるということもこの席では申し上げられません。少なくとも御返事等がいただけた段階では、前へ進んだのかなと思いますので、その時点でなにがしかのお話ができると思います。使い方そのものについても、県で具体的にこうするというを決めておりません。より県民に喜ばれるような使い方をしたいということで組み立てをしていきたいと思っています。
- 岡委員 (新県立図書館の整備について)
若干角度を変えまして、図書館のあり方について今までは検討委員会で作られてきたわけですね。9,000平米のうち大体どのぐらい面積を図書館が使って、どのぐらいIT企業が使うのか、その辺についての考え方を、もしわかったら教えてください。
- 新藤企画部長 まだ図書館の規模等について具体的なものが出ておりません。したがって、仮に北口となったときに、9,000平米の面積の中でどの程度を占めることになるのか、今の段階では何とも申し上げられません。
- 岡委員 都内の企業に対しては、どのぐらいの面積を確保するから来てもらいたいというふうにお話をしていたのでしょうか。それとも、全く面積問題は考えないで、ぜひ来ていただきたい、甲府駅の北口はすばらしい場所なのでぜひ来ていただきたいというふうに話をしただけなのでしょうか。
- 新藤企画部長 具体的に先方には面積を伝えてございません。9,000平米の土地があるということだけでございます。
- 土屋委員 今回の岡委員の新図書館建設問題と、かけがえのない県と甲府市の中に占める県有地9,000平米の利活用は、多くの県民も市民も注目しているわけでありまして。私は代表質問でも申し上げましたように、公共交通機関の集結するところ、接続するところ、それから山梨大学をはじめとして教育機関が結集しているところ、図書館とすればあの地しかない。加えて、検討委員会で6回の会議をなされているようですが、11人のほとんどの委員さんがあの場所でよいと言っている。新図書館については北口でよいと。こういう前提でちょっと議論したいと思うんですが、今の議論を聞いていると、図書館だけじゃもったいない。だから9,000平米の図書館以外の部分へ何を持ってくるかということが今、岡委員と部長との議論であったと思うのですが、図書館をメインに考えて、残った土地をどう活用するか、あるいは他の情報機関をメインに考えて、それに付随して図書館を考えるのか、こういう議論もせつかくの機会ですからやってみたいと思うのですが、部長、いかがですか。
- 新藤企画部長 北口県有地の9,000平米につきましては、前の新学習拠点という複合施設の中では、私の記憶ではあの土地をすべて新学習拠点が占めると理解を

しております。今回、まさるな状態で検討してきております新県立図書館については、県立図書館というものに特化する形でいけば、おのずから規模的には小さくなるであろうと推測されます。そうすると、仮に北口であった場合には余剰の土地が出るのかなど。その余剰の土地を使い道として考えていくことも必要じゃないかなということでもあります。あくまでも仮定の段階でありますけれども、図書館には情報発信機能もあると有識者からも言われております。そのとおりだと思っております。そうしたものと十分関連がとれるような、相互に有効に使えるような形の使い方ができればと思っております。余剰分について、先ほど言いましたような形のものも、これはあり得るだろうと。仮に県立図書館が北口でなくても、北口県有地の活用としては情報通信産業的な部分でも十分やっていけるんじゃないかと思っております。

ただ、今、土屋先生が言われましたように、相当多くの方が北口を望まれていると私も思っておりますけれども、本会議の知事答弁でもさせていただきましたように、今後、整備検討委員会の御意見もお聞きしながら、最終的に判断していくということでもありますので、余剰の土地が出るのか、その部分は、もうしばらく時間をいただきたいと思っております。

土屋委員

今、部長の答弁の中で、「北口に図書館がなくても」という文言が入っていたのですが、私は、今の後段で御説明があったように、検討委員会の結論はおおむね北口だと思う。なる可能性が高いと、こう見えています。私も質問するにつけては、検討委員の先生方に何人もお会いしました。山梨県のどこを見てもあそこしかないんだと、こういうことですから、私は図書館を決めて余剰の土地へ、一番将来県民のためになる施設を誘致、誘導することが横内県政の目玉商品になると、思っているのです。先ほど来の議論を聞くと、何かIT産業の方が先に行くみたいない感じで、それで図書館は何か後続部隊のような答弁にも、あるいは議論のように聞こえるのですが、検討委員会が恐らく年内に北口が最適地という発表になると思うんですね。そうしたときに、今交渉しているITの方は後になってしまうと思うんですね。ですから、そういう場合には、図書館を決めて、今交渉中のIT情報産業を持ってくる。相手がよいということであればね。そういう流れになるのか、その点はいかがでしょうか。

新藤企画部長

土屋先生の御提言もございました。十分その辺も踏まえて、確かにおっしゃるとおり、当初、県の課題として上がっていたのは図書館の整備でありますから、それについては今の情報産業云々という形での検討をする前からの話でございますので、流れとするならばそちらの方が先に決まると考えております。これについては、せっかくの御提言でございますから、先ほどの繰り返しになりますけれども、整備検討委員会、また本議会での先生方の御要望等も踏まえて最終的に判断をしていきたいと思っております。

(行動計画について)

森屋委員

今議会で一番議論されなければならないことは、山梨再生に向けた行動計画と、山梨県行政改革大綱素案だと思うのです。本会議の議論を通して、きょうのマスコミスタイルを見ても、どう見ても、図書館を注目しているような気がしてなりませんけれども、まず、行動計画からちょっとお話をしたいと思っております。

まず、大変短い期間にまとめていただいて御苦労さまです。何回も読ませ

ていただいて、はっきり言って夢がわくというか、お世辞ではありませんけれども、よくまとめられた、いいものだなと思いました。どういう形に最終的になされるのかわからないのですけれども、とにかく今まで、私も県政にかかわってきて8年、9年目ぐらいですけれども、きれいな製本された何とかの章とか、何とかというふうにつくられてしまうと、居間のお飾りになってしまって、なかなか読む気がしないのですけれども、まだ原案ですから、こういう形で読ませていただいて、大変よかったなと思います。

当初から指摘させていただいたように、最初「暮らしやすさ日本一」と、非常に抽象的な言葉だったのですけれども、暮らしやすさというのは何なのか。あるいは、地域に住んでいて豊かさっているのは何なのかということの定義を、従来と比べて大変多様化をしている時代ですから、その定義にこだわっていただきたいと言ってきましたけれども、それについてもかなり書き込んでいただいたなと思います。

そこで、2つほど大きな部分についてお話をしていきたいのです。長期計画と言われる部分については、地方自治法において、市町村は議会議決事項になっていますね。なぜかわかりませんが、都道府県の場合は議会で議決なくていいと。いいとは書いてありませんけれども、しないシステムになっています。これはなぜなのかなと、単純に疑問を持っています、内田議長もおっしゃっていますけれども、これからの山梨県の4年、8年というスパンの長さじゃなくて、やっぱり10年、20年という山梨のあるべき姿を方向づけていくものだとして認識しています。そういう意味で十分な議会での議論を経て、あるいは、なにがしからの決定をし、行政の皆さん方だけじゃなくて、議員の皆さん方もこの決定にかかわってくる者、このプロセスにかかわってくる者として、なにがしからの責任を共有していく必要性を感じます。

この行動計画の政策4の中、地方分権の推進と道州制への対応という中でうたわれているのは、28市町村の百花繚乱の姿の集大成が山梨の繁栄だという言われ方をしております。まずこの行動計画を策定する、今日までの過程において、市町村の皆さん方の御意見をどういうふうに吸い上げておいでになったのか、あるいはそういう場面がどれぐらいあったのか、お話をいただきたいと思います。

小林政策参事

行動計画の策定に当たりましては、6月に暫定版の行動計画を公表したわけでございますけれども、県民の皆様の意見を聞く意味でインターネットを使っての意見収集、あるいは県民情報センターなど、県内15か所に暫定版の行動計画を備えつけてまして意見をいただくというような仕組みをやってまいったところであります。同時に市町村についても行動計画の暫定版を送付いたしまして、御意見があればいただきたいということを6月に行っております。

それから7月から8月にかけてまして、県の総合計画審議会の方で議論をいただいたのですが、その委員さんの中には、市町村からの推薦で、地域委員という方が約40名いらっしゃいます。そういう方々からも多くの御意見をいただいております。

それから、パブリックコメントを実施する前に、10月でございますけれども、知事と市町村長との意見交換会を行いまして、これは国中と郡内、2回行ったわけでございますけれども、その中でも全市町村長さん御出席の中で御意見を賜っております。

各市町村長さんから御意見を賜ったわけでございますけれども、具体的には、例えば地域医療の医師確保の問題とか、あるいは企業誘致の人材確保の

問題とか、あるいは耐震改修の問題とか、あるいは情報ネットワークの問題とか、そういう御意見を素案として先日御提示させていただいた中には盛り込んで記載をしてきたところであります。

(休 憩)

森屋委員

今までの、地方分権改革というものが始まりますまでのわが国が歩んできたスタイルというのは、都道府県というのはどちらかという国の出先機関というような意味合いが強く、そして市町村は住民に最も近い基礎的自治体という位置づけの中で、長期計画、あるいは地域施策というのが働いてきたのだらうと思います。

そういう意味では、地方分権という時代に入って、そしてなおかつ道州制というものも議論されている中で、私たちにとりましては県のありようというのは、非常に言い方は悪いですが、中途半端という気もいたします。しかしながら、財政なんかも見させていただいても、都道府県財政の役割というのは、地域経済、あるいは産業構造なんかに対します影響力というのは非常にあると思っています。そういうふうなときでありますけれども、ここはやっぱりもう一度手綱というか、ふんどしを締め直して、地域経済発展のためにしっかりやっていかなければいけないと思っております。

そこで、先ほどお話ししましたように市町村との関係をお聞きしたわけがあります。先ほどの御答弁で市町村から選出されている審議会委員の皆さん方のお話も聞いている。あるいは市町村長さんたちとの懇談もしているということなんですけれども、先ほどのお話で申しましたように、市町村長さんたちというのは、私も地元の長期計画委員というのをさせていただいて、大変な議論を積み重ねた結果、それぞれの市町村議会において議論をして決定をされているプロセスを踏んでいらっしゃるんですね。ですから、そういう意味ではやっぱり県も、定められたところはないのですけれども、しっかりと、そういう経験をされている皆さん方の御意見も尊重していかなければいけないと思います。

これが12月で決められていく。そして、今までは御意見も伺ってきたということですが、横内県政としての一つのスタイルとして、これが決められたところで、まずは市町村長さんたちに対して説明といいますか、「こういうふうに進んでいきます」あるいは「こういうものを決めさせていただきました」というふうなものを第1番目にまずやるというふうな姿勢を私は示していただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

小林政策参事

行動計画策定後におきましては、まず県民の皆様へ周知をする。それから市町村、あるいは国等にも御理解をいただく、こういうことをしていかなければいけないわけがあります。今回の行動計画につきましては、市町村の果たしていただくべき役割を随所に記載させていただいております。例えば、施策、事業の実施主体の欄であれば、その主たる事業ごとに市町村がかかわるものは市町村というふうに明記をさせていただきます。あるいは、政策の推進方策のところでは、県と市町村が一体となって連携をしていくということも記述させていただいているわけがございます。そういう意味合いがございまして、特に市町村に期待している部分というのは、事業の実施主体であることはもちろん、それから一般県民、地域住民、あるいは地域の区なり団体、そういうようなものに対する周知を、広報媒体とでもいいですか、そういう役割も市町村に担っていただきたいというふうにも考えております。

したがいまして、計画策定後、特に1年間ぐらいは、重点的に市町村に対してこの計画の御理解を得る取り組みをさせていただきたいと考えております。市町村長会議、あるいは市町村議長会議、あるいは担当課長の会議、あらゆる機会を見まして計画について御説明をさせていただきたいと考えております。

森屋委員

それは恐らく従来もそういう形はされていたのだろうなと予想はつきまされども、そうではなくて、いかにこういう分権時代において、この中でもうたわれているように、28市町村の百花繚乱の姿というのが県の姿なのだとあえてうたっているわけですから、もう少し、ある意味ではマスコミの人たちを利用するわけではないけれども、こういう人たちにも注目をしていただけるような意味でも、もう少しドラスチックにそういう場面を、早速やりましたというふうな活動を、横内知事の印象としても非常にいいし、ぜひそういうことを重ねてやっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

小林政策参事

従前より重ねて周知をはかるということはさせていただきたいと思っております。今、先生の御意見等もございましたので、参考にさせていただきますまして検討させていただきたいと思っております。

森屋委員

ぜひやっていただきたいと思います。そうすることによって、いかに市町村の皆さん方を、県全体の枠という中でこれから発展していく中において、いかに重要視しているかという、姿勢を示すことになると思います。

基本目標の中の「『変える・やまなし』の実現」という中の政策4、地方分権の推進と道州制への対応という部分について、市町村が登場してくるんですね。全体的に見ていくと、今、小林参事のおっしゃったように、これは実施主体として県がやるんだ、あるいは市町村がやるんだ、担っていくんだというのをかなり具体的に、全体的には網羅しているんだけれども、現在の県下28市町村との連携がうたわれてくるのは、その政策4の部分なんです。

私はむしろ、一番最初の部分に市町村との関係をうたっていただきたい。そうすることによって、本当にこの行動計画というものが輝いてくるという気がするんですけども、いかがでしょうか。

小林政策参事

今、先生のおっしゃられている部分は地方分権の部分で県づくりの主役は市町村であるという記述があるわけですが、それ以外にも当然市町村は出てくるわけです。特に県民に最も身近な基礎的自治体である市町村ということを考えますと、その連携というのは非常に大切。特に、施策の実現の部分において大切だというふうに考えておまして、この行動計画の中では、一番最後のページになってしまうのですが、172ページの計画の推進方策というのがございまして、その1番の計画推進の基本的考え方、この部分でちょっと読ませていただきますと、「県の施策・事業の実施に当たって地域住民に最も身近な市町村の意見や視点を尊重するとともに、県と市町村の果たすべき役割を明確にし、緊密な連携と協調のもと、効率的・一体的な行政を推進します」という、基本的な考え方がございます。ということで、私どもといたしましては、ここで市町村との強力な関係を表現をさせていただいたというところがございます。また、具体的な表現、あるいは方法等につきましては、検討をさせていただきたいと思っております。

森屋委員

ぜひよろしく。あえて言うならば、今までの、長期計画というものは全国どこへ行っても同じだということで、金太郎あめに例えられたりする場面がかつては多かったように思います。しかしながら、今回のこれは、山梨の特性、地理的特性であるとか、あるいは山梨の歴史を背景とした既存の自然環境とマッチしたような企業のあり方とか、そういう特性を非常によくとらえられていて、そしてそのベースに立って将来の山梨というものを展望されている。山梨というものの特性を非常によくとらえられて、この行動計画を立てられていると思います。市町村との連携がさらにそれに磨きをかけるという意味でも大切だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それに加えて、この間、本会議でも若干議論がありました道州制についてであります。前小泉内閣、あるいは安倍内閣のときよりも、若干、現在の福田内閣になって、そのトーンが下がったというふうに、この間もどなたかがおっしゃってありました。

実は今、第29次の地方制度調査会の中で道州制が議論されています。御存じの方も多いと思いますけれども、山梨学院大学の江藤教授が、言い方は悪いですが、田舎の大学から地方制度調査会の委員になるなんて私たちにとりましては驚きであり、地方の意見というものを反映していただけるのかなというふうに思っています。改めて道州制の議論、第29次の調査会の中身も含めて、現状どのようになっているかお話をいただきたいと思います。

芦沢政策参事

国の状況におきましては、ご承知のように28次の地方制度調査会が18年2月に道州制の導入が適当という答申をしております。その後、道州制ビジョン懇談会がことしの2月に初会合を開いており、そういった中で、今、国の方では議論が進められていると承知しております。

森屋委員

現実問題になってくると、総論は賛成で各論は、合併と同じですから、なかなか見えてこない部分があると思います。ですから、これからの10年とか20年という間は国の動向を予想しながら、この山梨県運営していくのだという、ある意味では先の見えない議論になってくるのかもしれませんが、十分そのことも視野に入れて私たちは議論をしていかなければいけないと思います。

党の関係で神奈川とか千葉とか、他県の人たちと会わせていただくと、特に神奈川の皆さん方は、山梨県に対する重きの置きかたは、私たちが考えている以上にあります。特に、私たちの地元は水を供給しているということもあります。そのことに対して神奈川県の方が興味というか、感謝もされているし、重きを置いているという実感があります。それからもう一つは、丹沢山系の関係で、鹿の害が多くありまして、神奈川県は一生懸命やられているのですが、山梨県の方がなかなか手が入らないということで、これも神奈川県単独だけではできない。やっぱり県域を超えた連携の中でやらないといけないということを向こうの議員の皆さん方からよく言われます。そういう意味でも連携というのは大切だなと思っております。国の道州制議論もありますけれども、そういう一つ一つの分野においての議論を深めていくことが将来の土壌づくりになっていくんじゃないかと思ひます。

行動計画につきましては、恐らくきょうも各委員会で、それぞれの細かい分野について議論されていると思います。

(行政改革大綱について)

森屋委員

行革大綱の方にお話を移させていただきます。経済財政会議の議事録も、本当にありがたいと思います。お願いしなくても、インターネットでこういうふうに出して読ませていただいて、本当に一字一句すべてそのまま、要約した形でなくて、議事録そのまま出していただけるということで、生の議論が伝わってまいります。

そこで、この行動計画の中にも明確にうたわれておりますけれども、経済財政会議はことし12回の予定をし、そして、あの先生方というのはたしか任期2年。まずそこからいきましょう。今回お願いをしている皆さん方は任期2年でお願いしているわけですね。

芦沢政策参事

任期は2年でございます。

森屋委員

ありがとうございます。任期2年で、初年度のことしはこれをつくれるということもあって、12回開催する。それから、平成20年度からは年8回開催されていくということでありまして、9月の議会のときにもお話しさせていただきましてけれども、私は勝手に国の経済財政諮問会議を想像してしまって、勝手なことを言っていましたけれど、やはり積極的な経済財政会議の委員の皆さん方の御意見を反映していくためにも、年度の前半部分で御議論をいただいて、そしてできるならば次の年度の当初予算に反映されていくようなシステムづくりというのが必要ではないかというふうに勝手に考えるのですけれども、いかがでしょうか。

芦沢政策参事

ただいまの御質問でございますが、経済財政会議につきましては、各年度、おおむね8回程度を考えております。ただいま先生がおっしゃいました、国の経済財政諮問会議における骨太の方針でございますが、第1次から第8次ぐらいまでたしか出ていたと思うのですけれども、その中身を見ますと、例えば第1次ときには国債発行を30兆円以下にするとか、5年間で530万人の雇用の創出とか、そういったところが出ています。今回の行革大綱の策定の過程を見ますと、まず、経済財政会議で部会を置きまして6回ほど議論をいただきました。その中で、いわゆる答申といいますか提案をいただきまして、その中に大きく言いますと3つの、財政の改革、県庁の改革、行政サービスの改革と、そういったものに取り組んでもらいたい、その行程等も具体的に示した方がいい、または、実施した後、それぞれ検証した後、会議の方に報告をいただきたいというような御提案がございました。現状では毎年終了後、庁内で検証いたしまして、それを会議の方に報告し、また、意見をいただく。それが恐らく予算編成の前には完了できると思いますので、今先生がおっしゃいましたようなことは、恐らくそういった過程の中で十分生かしていけるのではないかと考えております。

森屋委員

ぜひお願いしたいと思います。この議事録を読ませていただくと、極端な考えの方もいますね。県の借金300億円減らすのだったら、年間の公共事業を半分にすれば一遍で1年で減らせるじゃないかという方もいたり、大変楽しいと言ったら失礼けれども、そういう議論もあって当然だなと思うんですね。

ですから、こういう場で議論されるものを次の年度に反映していくシステムをぜひ構築していただきたい。また、あるいは、こういう議論を私たち議員1人1人にも見せていただいて、それぞれの役割が違いますので、議会

は議員としての役割を果たしていかなければならないと、改めてこういう議論の中から感じるところです。

最後にさせていただきますけれども、公共事業について触れさせていただきます。これは後で財政の方で主にやらせていただきますけれども、この行動計画で答えていただくのか、大綱で答えていただくのか、ちょっと難しい部分で、それはそちらの方で考えてください。

最初から読んでいて、どこで公共事業の項目が出てくるのかなど、不安と心配の気持ちで読ませていただきました。公共事業であれをやるんだ、これをやるんだというものがもし大きな項目として出てくるのであれば、私はある意味で失望感を持ったのではないかと思います。一番最後までずっと読んでいきますと、実は最後のところの二、三ページで公共事業に触れられている部分があるのですけれども、公共事業のとらえ方が2025年の山梨像を描いた中に必要なんだという、公共事業の裏付けがされているんじゃないか感じました。

しかしながら、これから具体論に入っていったとき、戦後の高度成長期を支えてきたわが国の公共事業というのは、公共事業そのものが目的であったというふうに思います。ですから、公共事業が達成されたことによって、その地域の皆さん方の暮らしが豊かになったとか、暮らしやすくなったと感じになったのが、高度成長期の公共事業のありようだったと思うんです。

しかしながら、じゃあこれからどうか、今の時代どうかといいますと、例えば中部横断道ができたときに、これから一生懸命つくっていただくわけですが、その地域の皆さん方が豊かになった、あるいは暮らしやすさが増したと思われる方と、「いや、環境が破壊されてしまったじゃないか」、あるいは「静かな生活を破壊された」なんてとらえる方がいないでもないです。ですから、公共事業をこれから行っていくときに、何のためにやるのか、あるいは、私たちの生活がどういうふうになっていくのかという将来像と、そしてその地域の皆さん方の生活、あるいは山梨県がどう変わっていくんだという、明確なビジョンがそれぞれの公共事業に示されなければいけないのではないかと思うわけであります。

そういう意味で、これから公共事業を、大変財源が絞られた中において実施していかなければならないわけでありますけれども、どういうふうにプロセスの部分地域住民の皆さん方に説明をしていくのか、まずそこをお聞きしたいと思います。どちらが答えられるのか悩んでいらっしゃるようですし、私もどちらに聞いたら失礼にならないのかと、悩みながらもお聞きします。

小池企画部参事

非常に難しい問題でありますけれども、公共事業に関しましては、地域経済が疲弊する中で、非常に厳しい財政状況下にあるわけですが、限られた予算をいかに有効に使っていくか。すなわち、公共事業では真に必要なものはしっかり選別して、それを重点的に実施していく。行動計画にも記してございますけれども、こういう中でやっていくわけです。今、本県が置かれているいろいろな社会情勢からの課題がございます。こうした中で、例えば中部横断道等、広域事業等が着々と進んでおりますけれども、そういった新たな高速交通手段の到来に対応するような基盤整備も進めていかなければならない。それから、地域経済のグローバル化が来ておりますし、観光的にも、東アジアからの観光客の誘致という話もございます。その辺の対応もしなければなりません。それから、人口減少とか高齢化社会等が到来する中で、それに対応できるユニバーサルデザインの構築等もしていかなければならない。それにも増して、さらに東海地震等も予想される中で、安全・安心づ

くりの社会、こういったものを構築していかなければならない。幾つかの課題があるわけですが、そういったものを見据えながら、必要なものは十分に選別しながらやるという形になります。

これまでは、そういったものについて社会資本整備重点計画をつくって、そこで5年後の先を見据えた計画をつくっておりました。社会経済情勢等も大分変わってきておりますし、国も見直す方向になっておりますので、本県も今の状況を見ながら行動計画、行革大綱との整合を図りながら、その方向づけをしていきたいと思っております。

森屋委員

プライオリティーをつけていくのは大変だと思います。しかしながら、そのことを間違いなくしなければ、10年、20年後、あるいは半世紀ぐらい過ぎたときに、かつてあの時代に何をしていたんだ、先人たちは何をしていたんだということにならないようにしていかなければいけないと思っております。

例えば、きょうの新聞にも出ていましたけれども、財政の話をしていただくと、山梨県の県税収入は、今、法人二税は全国第8位なんですね。むしろ東京や大阪の余剰金というか、余ったお金が配られるかと思って私も期待していたら、きょうの新聞を見たら、むしろ配られない県だということですね。それは先人たちの努力が、今、今日花を開いていると本当に思います。感謝しなければいけないと思っております。そういう意味でも、これから時代の転換期、経済構造改革、地域産業改革をしていかなければいけない。そういう時代の、今携わっている人たちが、道を間違ってしまうと、未来の人たちから評価されないことになってしまいます。

調べてみると、かつて私たちが議員になった平成11年、最初の方に調べたのですが、県下の建設、土木にかかわっている従業員の人口割合は、たしかあの当時14%ぐらいだったと思っております。この何年かの間、大変、皆さんに痛みを受けていただいて、11%ぐらいまで減ってきたと聞いております。しかしながら、まだまだ全国的には大変高いところにありますので、その転換を図っていかないといけない時期にあるのだらうと思っております。

そこで、現在、今お話しになったように、公共事業評価委員会とかありますよね。大変勉強不足で申しわけありません、あれは土木が主体でやっているんですか。そうじゃなくて企画とかそういうところがやっぴらっしゃるんですか。

小池企画部参事

公共三部、土木、農政、森林環境、それぞれ事業課で資料をつくりまして、それを企画部がとりまとめて評価委員会の方に図っております。

森屋委員

私たちが土木さんに大きな公共事業のお話をさせていただくときに、必ずハードル、事業着工するまでに2回ぐらいありますね。それから終わっての評価というのもあると思っております。しっかりその辺は見ていただいているんだなという実感もあります。

そこで、その審議というか、評価された内容というのは公開をされているんですか。あるいは、それぞれの事業部の中で、それぞれの案件について、そこで終結しちゃっているのか。どうなんでしょうか。

小池企画部参事

評価委員会そのものも県のホームページで公開していますし、それからその評価の結果もホームページに掲載しております。

渡辺委員長

委員長からお願いします。質問及び答弁は整理して簡潔にお願いします。

森屋委員

最後になります。大変時間のかかるというか、手間のかかる作業になると思います。県全体の人員も削減していかなければならない。事業費自体も小さくなる時代ですから、なかなか手間のかかることはできないと思いますけれども、先ほどからずっとお話しさせていただいているように、そのプロセスをいかに大切にしていくか、どういう基準で公共事業を見ているのか、判断しているのか、あるいは新しい事業にとりかかろうとしているのかということをお大切に、県民に示していかなないと、ある意味で、ここまで行財政改革を進めてきた成果を失いかねないと思います。

ぜひそういう意味でも、これからはしっかりと、そのプロセスに大いなる決意を持って取り組んでいただきたいと思います。また、私たちも議員としてそうした目で公共事業をこれから見ていかなければいけないと思っておりますので、どうぞ皆さん方の御努力をお願いしたいと思います。

もう一度重ねになりますけれども、この再生に向けた行動計画と大綱をおつくりになった皆さんの御苦勞に感謝を申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

(北口県有地の活用について)

内田委員

午前中の議論を聞いていても何となくしっくり来ないのは、北口の県有地の活用ということと、図書館を整備するということはもともと別なんです。ところが、委員の皆様方の中にも、もう図書館は北口だ。図書館整備検討委員会の意見もそうだ。さっきそういうふうなことを聞き回ったら、もうそうだと。そういうお話がありました。そして、執行部の中にも、知事選が終わったときに公約を出しましたよね。あの中でそんなこと一言も触れていないわけです。あくまでも別個なんです。そして、知事は公約の中に、図書館を整備しなければならんという必要性はわかると、うたっているんです。けれど、北口へそれをつくるなんていうことは、一言も言っていないんです。北口の県有地は、県有地として活用を考えているということだったんです。

ところが、いつの間にか、どこか知らないところで、それが一緒くたになってきた。どこから一緒になったんですか。

新藤企画部長

今現在でも一緒になったという理解はしておりません。先ほど、情報産業の拠点といいますか、情報産業の振興云々というお話をさせていただきました。それも私の記憶でありますけれども、夏ごろ、しかもそのときは北口県有地ということで9,000平米だということもお答えをさせていただきました。そのところには図書館というものも念頭にはありません。場所そのものが決まっていないからであります。一方で整備検討委員会において御検討いただいてきていて、まだ建設地についての検討には、ほとんど着手されていない状況にあるということでもありますから、北口を前提に北口をどうこうというふうにした覚えは私にはありません。

内田委員

個人的ということをお前置きさせていただきたいんですけども、知事選を戦う中でも、私自身は、図書館というのは従来の図書館機能を整備すれば十分だと思っている。今でも思っている。この話はつい最近、知事とも話をしたんです。ある場所で。そうしたら、知事の口から私が聞いているわけで、図書館だけの整備でいくなら、文化ゾーンがベストだと。あそこは場所は幾らでも取れるという話もしたんです。そういう中で、この間の全員協議会、あれは私が見ても、何か、出来レースかなという感じがしたんですけども、そ

ういうことを聞いて、何か全く知らないところでそういうものが動いている。山本知事が15年に就任したときに、15年の11月か、もしくは12月に、中部横断道の増穂以南の整備について一部分を新直轄方式にするんだということを決めたでしょう。あれは、分岐点なんですよ。ああいうことを決められたから、今があるんです。あの部分をどうするかという話が出てきた、あのときに有料道路方式で突っ張っていけば、今、私は絶対なかったと思っているわけです。

ということは、物事には分岐点というのがあるんですよ。一番重要なときがあるわけ。そういうときに何で議論をしないのか。私は議長として、議会の一員として、こんな情けない話はないですよ。こういう中での議論をもっともっと、私はすべきだと思う。そういうものが絶対に足りない。だから、さっき森屋委員が、基本計画をつくるときには議会も関与するんだと。そうなんですよ。議会も議論をするんだ。そういうものが今まで山梨県にないんですよ。ほかの県にはあります。そういう議論を重ねているところが、いっぱいあるんですよ。それを皆さん知らないだけ、知らないだけなんですよ。

そこで、企画部長は、県有地の活用と北口の図書館の整備は別個で考えていると言うけれども、それは口で言っているだけであって、午前中の議論を聞いていればわかるでしょう。議論を聞いていて、私は、異質な世界に入ってきたような気がしたんです。だって、図書館は北口だっていうのは、決まっているんですよ。決まっているの。決まっているということは、実質的に決まっているということ。もうこれ以上、議論なんか重ねる必要ないんだってということなんですよ。だから、図書館整備検討委員会なんて存在、要らないんですよ。18日から、場所についての議論をするということになっているんでしょう。その議論をする前に、その場所が突出してくるってことは、整備検討委員会なんか要らないじゃないですか。11人の委員さんたちだって、おれたちは要らなかったと思うわけです。本心を言って。本心を。そんな上辺だけのものはどうでもいいの。私たちは、今、岐路に立ってるの。県有地を活用するのは何がいいかというのはまさに岐路ですよ。

そしてね、もう一つ言わせてもらおうと、今言われているIT関連の企業を、もし誘致した。ところが、あそこは、県有地なんですよ。一般の企業用地と違います。工業団地をつくって、「さあ、ここへ来なさい」というのと違うでしょう。売っちゃうんですか、県有地を。そうじゃないでしょう。じゃあ貸すんですか。貸した場合に、建物はその企業がつくった、県もその中へ入る。じゃあ、今度、借りるんですか。県有地を貸して、建物は企業がつくって、その中をまた県が借りる。それを本当に考えているんですか。ここはまさに、将来に向かっての分岐点なんですよ。だから、そういう議論をここですべきなんです。午前中その議論がないから、私はあえて途中、病院へ行って、帰ってきて今の議論をやりようと思っていたんです。本音の議論をやりましょう。

新藤企画部長

2点、内田委員から質問がありました。

まず1点目の整備検討委員会は今不要だという部分については、先ほど言いましたように、建設場所について検討をいただいております。いつのときということとはともかくとしまして、当初お願いをしたときにも、項目の中に建設地を検討していただくことを委員の方々には申し上げてごさいます。したがって、検討はこれからもしていただく予定であります。

それから、もう1点、図書館とは別の部分に関してのお話です。これについては、確たるものを持って云々ではなく、今言われたようなことはクリア

しなければならぬ大きな問題だというふうに認識しております。したがってそれが実際にクリアできるのかどうかということも含めて検討をしているわけでありまして、その使い方について、まだ具体にお話ができない。法的にクリアできるのかどうかということもこれから検討していくということでもあります。

売るといふような考えは基本的にはありません。大事な土地でありますから、県有地としてこれからも保持していくという基本的な考えであります。

内田委員

あのね、まだ本音の議論にはなっていないです。要するに、整備検討委員会の中では場所の議論はしていない、今からやるんだと。それも含めてやるんですよ。この間の、知事の発言は、全く整合性がないことになっちゃうよね。全員協議会でやった、あの発言というのは、何になるんですか。部長だってあの場にいたんでしょう。

新藤企画部長

知事が28日の全員協議会で申し上げたのは、知事としてそういう方向で検討をしたいということをお願いと理解しております。したがって、まだあの段階で具体の形が詰まっておりますので、ある議員の質問にお答えをした。それは知事の思いであると理解しております。

内田委員

私もその裏の部分はちょっと知っているから、ここではやりませんけれども、私が危惧しているのは、これがことが進んでいったら。さっき分岐点だと言ったでしょう。ことが進んでいって、実際に入ってきた企業がアドバイザー会議のメンバーに絡んでいたというものがもし出てきたときはどうするんですか。その可能性は大いにありでしょう。そういうときに、さっき出来レースって言ったんだけど、実際に裏で出来レース的なことがずっとあって、ぱっと出たときに、「何だ、これは。こんなもの出来レースじゃんか」と、そういう可能性があるから危惧しているんですよ。

だから、先ほど場所の話も出たんだけど、私は、場所を検討するんだったら、まさに文化ゾーンだとして入れて、じゃあ、何で文化ゾーンがだめだという議論をすべきなんですよ。そうじゃないですか。何で北口がいいのかっていったら、甲府の先生たちは、もともとあそこは博物館をつくりたいという署名を集めたんです。そうですよね。そうでしょう。博物館がだめになったから図書館になっただけで、大したコンセプトもないんですよ。新学習拠点と言ったじゃないですか。今は新学習拠点の言葉すら出ないじゃないですか。博物館のときは、何で言ったんですか。生涯学習の拠点。その後、図書館についても、たしか生涯学習という言葉を中心に使ったんですよ。今は使わなくなった。今度は何か。情報発信。どっちもきれいな言葉ですよ。こういう言葉を持ってくれば、県民をごまかせると思ったら、大間違いなんですよ。

どうしてかっていうと、本当は、20年たったときに責任を持たなければならぬ。ところが、あなた方、みんなやめてるわけね。この中でも、多分、議員をやっているのは数人だと思う。みんな議員さんたちも、おれたちも関係ない。だから、今の議論を私は大事にしてほしいと言っているんです。

そういう意味で、私は、今になったら間に合わないんだけど、ほんとは新図書館整備検討委員会って、議会の中につくるんですよ。議員が議論する必要が絶対ある。こんな重要な問題を、ただ11人のメンバーに任せて、答申をもらって、形だけ整えて、さあこれでいきましょうと。冗談じゃないですよ。これが山梨県に今まで一番足りなかったことなんです。そういうものを、

私は議会改革の中に入れようと言ってきたんです。なかなかわかってもらえないんですけども。そういうことなんです。

そこで、ぜひ進めてもらいたいのは、さっきから私が言っている、心配しているようなことが絶対に起こらない体制に持って行ってもらいたいわけです。わかりますか。今進めているのが行っちゃったら、チャラにして、情報発信、結構でしょう。結構だけれども、アドバイザー会議のメンバーに係している会社 came、これだめですよ。そうじゃないですか。

新藤企画部長

今、御指摘がありましたことも十分踏まえまして対応してまいりたいと思います。懸念をされていることもわからないわけではありませぬので、その辺も私どもの責任でございますから、それなりに対応していきたいと思ひます。

内田委員

それでね、もっと重要なこと。何で知事選のときにこれがだめかといった一番の大きいのは、PFIだったんです。要するに、図書館の本来の機能だけはともかくとして、ほかの部分はすべて民間に任せて、30年だったのかな、たしか。230億という数字が出てきましたが、あれがノーだと言ったんだけれども、私なんかは個人的にはそこばっかじゃないんです。そこばっかじゃなくて、私は個人的には、文化ゾーンへ図書館はつくるべきだ。そして、文学館みたいな、ある意味でほとんど利用されていないようなものをそういう方向で利用していった方が山梨県にとっては絶対にプラスになるからなんですよ。だけど、そういう議論はほとんどされないじゃないですか。過去につくったものを再利用なんていうことは全く考えてない。もう、新しいもの、新しいもの、博物館があっちだったら、図書館はこっちだっていう。そういう議論でスタートしているんですよ。

そこで、メンバー表は出せますよね。11人だから。今から、この議論をここでやってみても多分、間に合わないんだよね。そして、図書館整備検討委員会っていうのも近々、答申案出すでしょう。出しますよね。そのときに場所の議論だって、そのときは入っているはずですよ。だけど、私がさっきから言っているように、場所は北口っていうことになるんですよ。そして、図書館はつくって、もう一棟はこっちの別個の企業に入ってもらってということに、多分このままいくとなりますよ。だから、今が分岐点なんだけれども、もう進んじゃっているんですよ。どうですか。本当は、知事に答えてもらうのが一番いいんだけどね。これ、すごい重要な問題だと思うのね。だけど、こういう重要なときに議論をしないんだよね。どうですか、これについて。企画部長、議論すべきでしょう。

新藤企画部長

議論をしていただくことには一向にかまいません。私ども、そうしていただければと思っております。何ら私どもにとって支障があるわけでも何でもありません。

今、お話のありました図書館の建設地そのものにつきましては、本会議で答弁させていただきましてとおり、整備検討委員会の御意見を伺って最終的に決定するということまでお答えをしてありますので、それを延ばす、延ばさないというのは、あとは検討委員会の最終報告が出てからの作業というふうに、その部分に関しては理解をしております。それがいつまでにすべきか云々ということについては、今後また知事とも相談したいと思っております。

- 渡辺委員長 執行部に申し上げます。ただいま、内田委員から要求がありました資料につきましては、至急提出をお願いいたします。
- 新藤企画部長 ちょっと済みません、確認させていただきたいのですが、資料、11人というのは整備検討委員会のメンバーのことでしょうか。
- 渡辺委員長 情報アドバイザーも。
- 内田委員 両方。
- 新藤企画部長 わかりました。
- 内田委員 この間の代表質問で、土屋先生だったと思うんだけど、質問の中に、北口の県有地の活用が図書館だけだともったいないということを入れたと思ったんですよね。私は、知事の中にそれがあのかなと思ったんですよ。質問を聞いていてね。要するにもったいないということは、あそこ、9,000平米ぐらいありますよね。9,000平米の部分を図書館のね、私は図書館、図書館と言うときは従来の図書館機能だけを言って図書館と言うんだけど、そういうものだけでは多分もったいない。そうすると、さっきから別個に検討しているんだって言うんだけど、もったいないって気持ちがあるってということは、そこに図書館と情報発信のものが既にくっついてるわけですよ。建物は同じでなかったにしても。同じ敷地の中に図書館をつくって、もう一方はある企業に来てもらって、そこを基地にしましょうと。そうすれば図書館の中にも、情報発信みたいなものは共通する部分があると。それをリンクさせればいいじゃないかっていうものが、多分、知事の中にあるんじゃないかなって思うんです。
- そこで、危惧した部分さえなければ、進んでいって、10年たったときに山梨県は情報産業の最先端に行くようなことになれば大いに結構だけど、その逆だってあり得るわけです。そういう心配をしているわけです。そういう心配は、執行部の中にはないんですか。それが私にとっては不思議でしょうがないのね。いいことづくめはいいんだけど、逆の場合にどうなのかっていう心配はないんですか。
- そしてもう一つ、アドバイザー会議のメンバーの中のだれかが多分発言をして、それを取ってきて、「そうだ、それでいこう」って、多分、今のこの話が進んできていると思うんだけど、私は、検討委員会だとか、あるいは何か諮問する場合に、例えば図書館の場合でもそうですよ、その検討委員会の意見は確かに意見です。でもそれがすべてじゃないでしょう。県民の意見、あるいは議会の、知事の発言の中も後で読み返してみてください。そういうことを言っています。検討委員会ばかりじゃなくて県民の意見、あるいは議会の議論も重ねた中で最終的に決定していきたい。そうでしょう。だから、議会の中の議論をもっともっと私はやるべきだなって思うんです。どうですか。改めて検討委員会みたいなものをつくるって、もし言ったらどうしますか。
- 新藤企画部長 今の御提言は、議員の先生方を入れた検討委員会ということですか。
- 内田委員 いいや、議会だけです。

新藤企画部長 議会だけですか。私どもとすれば、今進めているといいますか、考えているものは、いずれはお話をしなければいけないことでありますから、これは御審議いただかなければいけない。

内田委員 だから、終わってからお話ししてもらっても困るんですよ。

新藤企画部長 決めて云々じゃないです。当然、これを進めるに当たって、先ほど危惧されている部分もありますので、当然、事前といいますか、コンクリートになる前にお話をさせていかなければならないと思っています。

内田委員 それはね、じゃあもうちょっと突っ込んで聞くと、それ、具体的にはいつごろの話なんですか。

新藤企画部長 午前中の席でもお話をさせていただきました。先方には期日を決めてお話がしてあるわけではありませんので、それについていつごろになるということは、今の段階でお話できません。

土屋委員 非常に大事な議論がされているわけでありまして、内田議長の意見もうなずける意見。当局の意向もわからないわけじゃないので、ちょっと休憩にしたいので、調整をしていきたいなと、こう思います。

(休 憩)

中村委員 北口の県有地の問題については、議長からいろいろ話、午前中もいろいろ議論されたわけですが、先ほど先生方の意見もいろいろお聞きして、何らかの形をとった方がいいだろうということになりました。ここで北口の県有地活用検討委員会を作り、これからの問題に対して議論していきたいと提案したいと思いますのでよろしくお願いします。

渡辺委員長 ただいま、中村委員から、北口の県有地に関しまして、特別委員会の設置をというお話がございました。委員の皆さんにお諮りいたします。この件につきまして、総務委員会の皆様の御意見を集約して、内田議長並びに各会派に対しまして検討委員会の設置を要望したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

そのように取り計らいたいと思いますので、よろしく願いいたします。ほかに質問ありますか。

(リニア中央エクスプレスについて)

岡委員 リニアに関してお聞きをしたいと思います。

過日、11月21日に知事は、冬柴国交省大臣にお会いして、リニアについて積極的な取り組みをしていただきたいと要望書を出しております。この経過を含めて、内容を御説明願いたいと思います。

深沢企画部次長 21日に冬柴大臣にリニアの9都府県の促進期成同盟会で陳情活動を行いました。そのときの内容は、今まで新法も視野に入れながら進めるという話もございましたけれども、これからは全幹法のもとに進めていこう、さらには、整備計画へ向けてのいろいろな調査項目がございますけれども、そう

いったものの指示を早期に出していただきたい、そのようなことを陳情してまいりました。

以上です。

岡委員

リニアの進行のためには何本か法律をつくらなければならない。つまり、時間がかかる。そういう過程の中で全幹法で進めてもらいたいという陳情をなされた。つまり、新法から全幹法へ変わったと考えていいのでしょうか。

深沢企画部次長

これまで全幹法の枠組みの中では、既に先行している整備5路線もございまして、これを追い越すということは非常に難しい、ということがございました。しかし、ことしの4月26日にJR東海が東海道新幹線の代替的なバイパスとして山梨リニア実験線での成果等をベースに、みずからのイニシアチブのもとに推進をして、平成37年までには首都圏から中京圏での営業運転を開始する。そういった目標を発表をしたわけです。こうしたことから、従来の整備新幹線とは内容が異なってきたのではないかと認識をし、既存の整備5路線と並行して全幹法の下で推進できるのではないかと判断がなされました。これからの要望活動としては、全幹法のスキームに重点を置いた中で整備促進を国や事業者に働きをかけていこうと考えております。

岡委員

そうすると、北海道、あるいは九州の、新幹線路線と同じペースで、今後、この5路線と一緒にリニア新幹線は動いていくと考えていいわけですね。そこまで行っていると考えていいわけですか。

深沢企画部次長

今まで追い越し禁止のイメージだったのですけれども、みずからのイニシアチブでというところがございまして、やはり内容が異なりますので、並行して、あるいは追い越してもらいたいと思っておりますが、並行して議論できるのではないかと考えております。

岡委員

非常に心強いというか、期待をいたしているわけでありまして、ぜひ知事のトップリーダーで頑張っていただきたいと考えております。

その中で、あと一つ若干心配なのは、今、42.8キロの部分、その中で現在、18.4キロ稼働している。残りの部分で未買収の関係があると思うんですが、どの程度にどういうふうになっているのでしょうか。

深沢企画部次長

未買収の件につきましては、全部で件数にすれば8件ございます。平米数にしますと2,667平米ほどございます。この中で、取得がおくれている原因でございまして、相続の関係がございまして、なかなかトラブルが解決しないということでございました。できるだけ進めていきたいと思っております。

岡委員

8件、2,600平米と、こういう話でございまして、いずれにいたしましても2025年に実用線という形になるわけであるならば、早急な対応をしていかないと、間に合わないじゃないかと感ずるわけです。その8件、2,600平米について、見通しはどんな状況でしょうか。

深沢企画部次長

来年の中頃ぐらいには鋭意片づけていきたいと思っております。どうしても難しい案件につきましては、これから専門家の先生方にもお願いして、いろいろ相談して、来年の中頃ぐらいには片づけていきたいと思っております。

- 岡委員 かなり大変な努力をなされているということは伺っているわけでありましてけれども、ぜひ積極的な努力をしていただきたい。弁護士を含めてそれなりの方々ということだと思っております。
- 角度を変えまして、今、試乗は中断されているとお聞きしているわけですが、昨今またリニア問題が浮上してまいりましたから、県民からも試乗したいと言っている方々がいるわけでありましてけれども、この辺について見解を聞かせていただきたいと思っております。
- 深沢企画部次長 リニアの試乗につきましては、ことしの4月20日に発表がございまして、中止になっているわけでございます。私たちもリニアの試乗が中止になったことで、リニアの普及啓発において非常に痛手を負っている状況でございます。しかし、建設を促進する立場からすれば、致し方ないかなと思っておりますので、この建設が平成25年には終わります。その後3年間ぐらい、最終的な走行試験が行われると聞いておりますから、建設が終わり次第、走行試験に影響がない程度でまた試乗を開始していただくよう積極的にJR東海の方へもお願いをしていきたいと思っております。
- 岡委員 建設と試乗とどういうふうに関連するんですか。
- 深沢企画部次長 建設は、今、先行区間が18.4キロございまして、これからあと24.4キロ、一般区間を建設するわけです。しかし、今、走行試験を行っております先行区間につきましても、ガイドウェイ等を全部壊し、全部で42.8キロ、全線を実用化仕様で作り直しをします。そのために試乗走行テストが一たんできなくなります。ということで、私たちとすれば建設をまず優先しますので、致し方ないかなと考えております。
- (米倉山ニュータウンについて)
- 岡委員 了解いたしました。
- それでは、米倉山問題についてお聞きしたいと思います。端的に言って、今回、42億で土地開発公社からお買いになる。110億については、今後、県債の中で返還をしていくということでありましてけれども、なぜこの時期に、米倉山を土地開発公社から買うのかということをお聞きしておきます。
- 古屋企画課長 米倉山につきましては、県が主体となって計画し、土地開発公社に依頼して造成したものでございます。したがって、これにかかる公社の借入金につきましては、県が債務保証を行っているところでございます。こうした県が行っております債務保証等の削減を図る。これが1点。それから、この用地を公社がもち続けることは、経営上大きな障害ですので、これを取り除くことで、今回、抜本的な対策を講ずる必要があると判断したところでございます。具体的には造成地にかかわる債務を処理することとし、県が主体的にさまざまな活用が行われるよう、土地開発基金で土地を取得し、特別損失につきまして一般会計からの補助で補てんするというスキームをこの際、固めるということで、行革大綱の3にお示したところでございます。
- 岡委員 大きな障害があることはもうずっと今まで毎回、毎議会、それなりの発言があったと思うわけです。このことはだれしもみんな知っていることなんです。米倉山の利活用についての庁内検討委員会というのが各課から出てつ

くられていると理解しているのですが、その辺の議論はどうなっているのでしょうか。

古屋企画課長 現在、庁内検討チームで検討しておりますのは、多面的な活用ということで、各関係課からいろいろな活用策を持ち寄りまして、それについて情報交換等を行っておるところでございます。公共的な活用ですとか、あるいは企業の立地動向、あるいは土地の動向等も情報交換、分析しながら、こういった活用が可能なのか検討している状況でございます。

岡委員 利活用という形であるならば、県が持つよりは土地開発公社が持った方が多面的に広がるんじゃないかと思うんですけども、その辺の考え方はどうなんですか。

古屋企画課長 土地開発公社が保有して活用しようとする場合は、公拡法と申しておりますけれども、公有地の拡大の推進に関する法律におきまして、公社に可能な事業と申しますと、住宅用地、工業用地、それから流通工業団地等の一団の土地の造成事業でございます。これを県が取得ということになりますと、県有地でございますので、みずから所有するということでございますので、公用、公共用、あるいは公益目的と幅広い活用が可能になります。このことが大きな理由と申しますか、今後の活用策でございます。

岡委員 公拡法の問題もあるでしょうけれども、感覚的には、今まで県が庁内検討委員会で検討してきたけれども、全くその手法が出てこなかった。そういう過程の中であるならば、もっと言うならば、コンパクトの土地開発公社がそれなりに動かし方をした方がより利便性が出てくるんじゃないかという感じもするのですが、そうは考えられないんですか。

古屋企画課長 確かに公社が持っておりますと、さまざまな会計手続上と申しますか、予算等の手続の関係もありまして、土地開発公社が持っている方が機動的な面も申します。そういう意味で、土地開発公社は、本来、公有地取得事業ということで公共施設用地等を先行買収するというのが本来の業務で、そういった面では機動的な動きが公社はできるわけでございます。しかし用途、活用の幅につきましては、県が保有していることによって、より幅広い活用が検討できると考えております。

岡委員 わかりました。
であるならば、今後、42ヘクタールをどのような形で活用していこうとお考えですか。

古屋企画課長 本会議で知事から答弁もさせていただいたところで先ほど来、出ておりますけれども、リニア実験線全線の建設、あるいはその実用化に向けた具体的な動き、さらには中部横断自動車道の整備、圏央道も開通をいたしまして、県東部からかなり工場立地と申しますか、土地の動きも出ています中で、今後、東京圏に近い、あるいは京阪神方面と時間短縮が、ただちではありませんけれども、将来的な姿として見込まれてくることで、本県の開発ポテンシャルと申しますか、立地可能性も高まり米倉山への見方も変わってくるのかなと考えております。

今後の景気動向、あるいは開発動向等にもよりますが、そうした本県への

インセンティブといいますか、米倉山の評価もまた変わってこようかなと思いますので、その辺の状況をしっかり見極めながら、有効な活用策を検討してまいりたいと考えております。

岡委員

終わりますけれども、非常にもったいないと感じるんですね。端的に言って、平成37年、リニアが稼働することになるわけです。2025年ですから、それまでの間、10年も20年も持ち続けることになるわけです。いずれにいたしましても説明の中では30年間で110億を返済していくということですから、そういう考え方の中で活用方策を見出していくことになるのかなと感じます。非常にもったいないと言いまして、終わります。

(質問内容の報道機関への漏洩について)

土屋委員

久しぶりで代表質問に立てさせていただきまして、約20日ぐらい、先輩の会議録を端から読ませていただいたり、あるいは現地を見させていただきました。質問をした中身を、この委員会でもう少しお尋ねしたい。米倉山についてもしかり。あるいは、千代田湖カントリーの訴訟で県が敗訴になりまして、ことしになって約8億数千万の損害賠償を受けている問題も、こういうところでは本当は議論しなければいけないと思います。時間も大分たっているんで、また議論はちょっと先送りにさせていただきたいと思うのですが、今月5日に本会議が始まりまして、10日に私が代表質問で立たせていただいたわけです。私の質問が9日の新聞に内容が報道されているんですね。私の質問項目が、もっと明快に載っているんですね。私のところへ新聞記者が取材に来て、私が質問原稿を渡したのであれば納得いくわけですがけれども、だれかが、私も5日ぐらい前に、今言ったような質問の原稿を整えて、完璧な答弁をいただきたいということで出したものが、どこか、皆さん方の中から報道機関に流れるということは、知事の意味でやっているのか、あなた方の意思でやっているのか、あるいは「知らないよ。どっかから記者がウルトラCで持っていった」というのかね、ちょっと私の気持ちとしては何となくすっきりしないので、この機会に尋ねておきたいと、思いまして、立たせていただいた次第であります。

芦沢政策参事

質問項目につきましては、知事政策室、秘書課を通しましてとりまとめをさせていただきますが、事前に外部に漏らすとか、そういったことはしておりません。ちょっと、どういう形でなのか、今この時点ではお答えできないといえますか、心当たりがないというところでございます。

土屋委員

私が記者に出していないのに。私が出したのは当局へ出しておるんですよ。いい答弁をもらいたいから、ほかの議員より早目に出しておる。私は今度2番バッターですから。今までずっと1番バッターだったんですけど、2番バッターです。1番バッターの方にも気を配りながら、そうしたら、私の質問を1番バッターにされたんですよ。与党宣言をしての後ね。そういうことが新聞にどんどん報道されているんだから、君たちの中から出さなかったら、新聞記者がどこか私の家に来て、わからないように持っていったかどうか。出した覚えがない。新聞には載っている。委員長、どのような議論になりますか。納得できますか。そんなことで。

小松知事政策室長

先ほど、芦沢政策参事が答えましたように、全くそういったことはあり得ない、ないというふうに承知しております。しかしながら、おっしゃられた

ように現にそういった新聞報道がされているではないかということでございますので、今から、内部でそういった事実があったかどうか調査をしたいと思っております。調査の上、先生の方に御報告したいと思っております。

土屋委員　　そういう覚えはないと。今から持ち帰って、よく調べて、また議会へ報告してくれるということ？ あくまでも「知らない、知らない。出さない、出さない」という議論でいくんですか。私も「わかりました」と下がるわけにはいかないからね。

小松知事政策室長　先生に御報告したいと思っております。徹底的にその辺につきましては、どういった形の方で新聞報道されたのか、その過程につきまして、私の責任で調査いたしまして御報告したいと思っております。

土屋委員　　もう私も7期ですからね。25年目になっているわけで、十何回も一般質問も代表質問もさせていただいた経過の中で、今回のことは初めてなんです。初めて。何としても納得いかないんです。調べて私に御返事をくれると言っても、ちょっと私は、納得いかないんでね。

10日の日の質問が9日の日に載っているんですよ。もっと言わせてもらおうと、もっと前にも一部、こんなことを私が調べているということも報道に載ったんですけども、おかしいもんだなと。私が新聞記者なりに情報出しているのならともかく、全然取材がないのにね、私が調べていること、質問しようとしていること。10日の本会議場で質問して、当局から答えてもらうということが正式の議会ルールでしょう。僕の経験からすれば。こんな摩訶不思議なことはあり得ないと思うんですが、議会でも検討委員会を開いたり、いろいろな取り組みをしているわけですから、ちゃんと私の納得いく答弁を出さないと下がるわけにはいかないんです。委員長、どうしましょう。

(休 憩)

渡辺委員長　　ただいまの件に関しましては、両者、話し合いをいたしました。後ほど、知事政策室長の方で(土屋委員へ)報告をよろしく申し上げます。

(米倉山造成に伴う借入金等への対応について)

内田委員　　米倉山の件について、私も今までの議会でさんざんかかわってきて、110億の補てんの問題だけでも、今までの議論と全く逆の、今まで私だとかほかの委員さんが主張しているように全く逆のことをやっているということで、どういうことで心変わりをしたのか。知事がかわったから知事の命令で変えたのか。短期貸し付けあるいは一時借り入れの制度を利用するのは我々はだめだという主張をしてきたんですよ。どうしてかということ、新聞報道にもあるように実質的に、隠れ借金なんですよ。このことをさんざん委員会でもやり合った。かなり時間をかけてやり合った。だけど、頑としてあの当時の企画部は、そんなことはない、これは正しいんだと。これは総務省から来た部長さんが考え出した方法なんだ。ほかの県も調べたんですよ。歳計現金を使った、こういう汚いことをやっているのがどこにあるかっていうのを調べたけど、ほとんどないんですよ。そういうことを山梨県はやってきていた。あの当時、我々がだめだよって、かなり主張したんだね。主張したけど頑として「正しい方法だ、正しい方法だ」と言ってここまで来た。正しい方法だったらこのまま続けていけばいいじゃないですか。短期貸し付けを永久に続

けていったらどうですか。何で、やめたんですか。非常にやり方がふざけてる。あれだけの議論をしておいて、絶対に間違っていないって言うおきながら、今度、ころっと変わって。

古屋企画課長

米倉山の造成に伴う借入金等への対応策でございますけれども、過去県による買い取り、公社の民間借り入れへの利子補給、短期または長期の貸し付け等々、検討してまいりました。しかしながら、過去の判断としますと、財政状況を勘案しまして、借入金による金利負担、公社の金利負担増を回避するということが県からの無利子貸し付けを行ってきたもので、これを未来永劫続けるということではなく、当面の措置ということで御説明させていただいてきたと理解しております。

内田委員

去年の議論とことしの議論なんですよ。未来永劫なんて言っているわけじゃないの。そして、このとき一緒だった人もいないからだめだけれども、そのときのあなた方の主張は、正しい方法だと。私はかなり長い時間かけて議論したつもりです。歳計現金を使って。説明し出すとすごく長いんだけど。要するに予算だとか歳入歳出というのは4月1日から3月31日ですよ。1年間で県が金を貸してやる。だけど返してもらうのは3月31日に返してもらう。4月1日に貸したものを3月31日に返してもらうわけ。本来であれば1年間借りているのに、借りている方とすれば1日だけ借りたということでやり繰りしてきているんですよ。そういうことをやってきて、それで利息がかからないんだから、それ続けていけばいいじゃないですか。続けていった方がいいと思うよ。こんなところで買ったりなんかするよりも、続けていったらどうですか。その方がいいですよ。お金もかからないで。土地開発公社、それの方が絶対いいですよ。

古屋企画課長

今回の債務処理スキームの判断といいますのは、土地開発公社の経営上の障害ということが1点ございます。あわせて県が抱えております長期債務の保証、この保証額の削減も大きな目的といたしております。そして、先生御指摘の短期貸し付けであれば、金利の増はほとんど回避できる。これを続ければということでございますけれども、80億円増額した短期貸し付けというのは、歳計現金の運用といいますか、それ自体は違法性はないのですが、さりとてこれが最善の方法かといいますと、それはやはり当面の措置ということで、今までも理解をいただいて、そんな措置を講じているところでございます。

内田委員

それだったら、ここで言ってよ。去年ね、内田議員が言った方法が一番正しかったということを言ったらどう？ その方法を採用させていただきまして言ってもらった方がいいよ。おれはね、あのとき、悪者になっていたんだよ。いい？ 1年たったら、180度引っくり返って、あなたが言っていた方法を取りました。これ、最善の方法だと言ったじゃないですか。何で1年たったら変わるんですか。こんなふざけた話はないよ、だって。自分自身で自分の中の矛盾みたいなもの、何も感じない？ おかしいと思わない？ おれは、このまま続けていった方がずっといいと思います。正しいと信じているんだから、それを続けていけばいいじゃない。あの議論をやって、ここでつかみ合いになるぐらいの議論をやったんだよね。それでも正しいと。

古屋企画課長

笹本企画課長のときの御議論も、それから総務部長との御議論も、私、説

明委員ではございませんでしたが、拝聴しておりました。先生の御主張とい
いますか、当時のお考えもよく理解をさせていただいているつもりでござい
ます。当時の判断といえますか、財政状況を勘案する中で、県の財政的な判
断も多分にあったものだと考えております。その当時の判断としますと、短
期貸し付けによる、いわゆる血止めということが最善の方向と判断して行わ
れたものだと思いますけれども、今日、その債務、県が抱えております借金
その他の、いわゆる先生がかねてからおっしゃっております隠れ借金の部分、
債務保証の部分、この部分を計画的に処理していくというスキームに踏み出
すという御提案を申し上げていると御理解いただければと思います。

内田委員

まあ、これでやめます。この議論を長くしても、こういうことで決めたこ
とであれば、総務部長が手をこういうふうにやりながら議論したんですよ。
そのときの思いを、考えるとね、何か県の組織というのは何となく哀れとい
うか、1年来て全く引っくり返ったこと、今度はこっちが正しいんだと、信
念がないというか、何でもいいやというか、そういうものがあってしょうが
ないと思う。

だから、これからの議論もそういうことで、ぜひお願いします。これはこ
れで結構です。これ以上議論しても実がない。

主な質疑等 総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係

第114号 山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第116号 山梨県知事等の給料の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第117号 山梨県職員等の給与の特例に関する条例中改正の件

質疑

丹澤委員 公務員の給与は本来人事院制度がある以上は、人事院勧告どおり実施するのが本当に正しいやり方だと思います。しかし、昨今の財政事情、経済事情から、県職員は大変な痛みを担っていただいているわけで、大変心苦しいわけでありませけれども、ことしの人事委員会の勧告はどのような勧告をされたのか。また、今回どういう趣旨で勧告がされたのかお尋ねいたします。

名取人事委員会事務局次長 丹澤委員の質問にお答えします。民間給与の実態調査を踏まえて、公務員の実態調査の結果、職員の月例給及び特別給が民間を下回っているということで、0.99%、3,841円を解消するために給料表を若手中心に上げて、それから扶養手当、地域手当、そして管理職手当、それから期末勤勉手当について引き上げることとしたものでございます。

それから勧告に対しての考え方、留意した点でございますけれども、県内の民間企業従業員の給与と県職員の給与の実態を調査し、それを比較し、その均衡が保たれることを基本にしまして、それからさらに国家公務員及び他の地方公共団体の職員の給与水準、それから物価、生計費等を総合的に勘案しまして、県民の理解が得られる適正な職員給与を勧告することに留意いたしました。

以上でございます。

丹澤委員 そうすると、若手職員に厚く給与をとというふうなことで、勧告を出された

ということなんですか。

名取人事委員会事務局次長 おっしゃるとおり、若手職員の給料表について上げております。

丹澤委員 今回、4%、給与カットをすることによりまして、去年までやっていた、今までの制度、つまり管理職手当25%、本俸2%、これでカットしていた総額と、新たに4%の新しい制度になったときにやったときの総額では、人件費が多くなったんでしょうか。少なくなったんですか。また、多くなったとしたらどれぐらいなんですか。

輿水総務部次長 現在、12月末まで実施しております特例減額措置の影響額でございますけれども、特別職、一般職の管理職の方を含めまして、約4億5,600万円でございます。今回の4%の特例減措置をとりますと、それに相当する額といたしまして、約3億5,640万円と推計されます。したがって、現在行っている特例減額総額より約1億円、総額とすると減る状況でございます。

丹澤委員 今回の給与カットは、今までの給与カット方法より、1億円、所要額がふえるようですけれども、今回のこの給与カットはどういう理由で行われるんですか。

輿水総務部次長 現在行われております特例減額措置が12月末で終了いたします。期限が定められた特例措置でございますので、今後どうするかという判断が必要となりました。私どもといたしまして行財政改革を進めていく上で職員自身も改革に伴う痛みをともに担うという趣旨の経済財政会議の御提言、あるいは他の県が特例減額をどんな状況で実施をしているかということ、それから改めて管理職の職責がどうあるべきかといった点を総合的に勘案いたしました。本来、できるだけ特例減額措置は避けるべきものとは考えておりますけれども、そういった諸般の状況を勘案した上で、対応を見直した上で引き続き2年間継続することとしたところでございます。

丹澤委員 そうすると、人件費を削減して、県の財政再建に寄与しようという、強いそういう意思ではなかったんですね。

輿水総務部次長 大変財政状況が逼迫し、いわゆる財政再建計画のようなものを立てる中で、例えば公共事業費をどれだけ削減、人件費についてはどうかというような形をとっている県もございますが、今回私どもの減額は、行財政改革を進めるに当たって、私ども職員としてともに痛みを担うという取り組みが求められるとの判断の中で、特例減額を継続することとしたところでございます。

丹澤委員 職員に負担を強いることは大変心苦しいことではありますが、基本的に今、山梨県の財政事情というのは経常収支比率が非常に高く、それはどの県もそうだとおっしゃいますけれども、その中で最もウエートが高いのは人件費率なんですよ。その人件費率を減らさないことには山梨県の財政事情は変わらないという認識でいたことは、前回の議会でお話をしたとおりであったと思うんです。とすると、その部分が念頭になくて、よそがやっているからやるんだと。痛みは分かち合えばいいと。ちょっとでも。そういう考え方じゃなくて、財政再建に職員も担わなければいけない。よその県もやっ

ているから痛みをちょっと分かち合ってくれよということでは、私はないと思うんです。そういう意識を持ってもらう。いや、額を多くするというんじゃないですよ。そういう意識を職員に持ってもらうということがまず大事だと思うんです。

この間、私どもの武川議員が再質問をしたように、ISOの心を一つにするというのは、一つのことをきっかけにみんなが心を一つにして、山梨県の財政再建をしなきゃならん、自分の給料が減らされているから電気も消さなきゃならん、紙も大事にせなきゃならん、それが心を一つにして財政再建に向かっていくということだと思うんです。そういうことがやっぱり大事じゃないかと思うんです。

それはそれといたしまして、実は今回の給与カットによりまして、どういふふうになったかということなんです。非常に皆さんもわかりにくいと思いますが、私が森屋先生が前回つくってくれましたので、むしろこっちの人より皆さん方に御説明させていただきます。(旧給与カット制度と新制度の比較表を提示)今、部長さんは管理職手当が25%。25%、管理職手当ももらっています。この人は今まで管理職手当25%もらっていても25%カット。一番下の10%の人も、管理職手当一番下の人は10%。この人も25%カット。で、本俸が2%カットというやり方でやりますと、この部分が今までのカット部分です。今までの、これを本俸に換算いたしますと、8.25%、部長さんはカットされたことになります。次長さんは7%カットされていまして。そして課長さんは6%です。で、一番若手の管理職の何とか幹つていうこの人が4.5%のカットだったんです。今回は一律4%カットですから、部長であろうが一番下の工事施工管理幹の10%の人だろうが、全部4%。その結果どうなったかといいますと、部長さんは今まで県に年額49万4,000円拠出していたわけです、カットされていまして。それが今回の改正で24万1,000円になった。つまり、今回の改正で25万3,000円、部長さんはふえた。一番下の10%しかもらっていない、一番子供の育ち盛り、金がかかる、その一番若手の管理職、その人は今まで4.5%カットされていたんです。それが今回の改正で4%カットされた。つまり0.5%しか得していない。今まで23万8,000円、一番下の人はカットされていた。この改正で変わったのは21万8,000円。たった2万円ふえただけなんです。一番上の部長さんは25万3,000円ふえたんですよ。しかし、一番働き盛り、金がかかり盛り、子供の育ち盛りという人がたった2万円の恩恵しか受けない。

こういう新しい制度っていうのは、今、人事委員会でお話があったように、若手に厚くという、管理職の中では若手、そこに厚くすべきものがこういう形になっている。これは職員に働く意欲を持たせるという知事の考え方にしても、僕はこういう一律4%というのはいかがかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

輿水総務部次長

今回の減額内容を決定するに当たりまして、職員全体の中で管理職の職責というものはどうであろうかと。一般職、管理職という区分けの中でいいますと、やはり管理職に全体で同じように担っていただくのが適当ではないだろうかと判断をしたところでございます。

丹澤委員

管理職はだから給料が高いんです。25%もらっているんです。25%。この同じ痛みを分かち合うっていう理由であれば、これじゃあ強きを助け、弱きをくじくやり方じゃないか。だから、下の人に負担額を少なくして、上

がその分を背負うような格好にした方が、若手の管理職も意欲を持つんじゃないか。管理職も同じだという、率は同じですよ。しかし実態は、前回の削減額方式から比べますと、余りにも部長の負担が軽くなって、末端の人たちは、年額2万円ですからほとんどふえないという状況になっているんじゃないか。

古賀総務部長

ただいまお話をいただいたことでございます。私どもも今回、給与カットの問題につきまして、2年間の暫定措置という期限が到来をした中で、諸般の情勢、特に経済財政会議の御提言等を勘案する中で、これを継続せざるを得ないと判断する中で、非常に厳しく、また苦しい判断でございました。いろいろな中で、内部で議論もさせていただいたということがございました。この給与の特例減額の方法につきましては、他県の状況を見ても、全国的にはいろいろな方法がございます。やり方として基本的には給料のみの減額による方法が一つございます。もう一つは、管理職手当のみによる減額の方法というものもございます。そして、もう一つの方法としては、本県がこの2年間やってまいったような、この給料と管理職手当という両者を組み合わせた方法、この3つの方法に給与カットの方法が大別をされるわけでございます。

そういう中で、管理職手当をカットする方法を取った場合には、そもそも管理職手当の支給割合が役職ごとに異なっていますので、必然的に役職が上の者のカットの影響は多くなってまいります。本県がこれまで2年間実施してきた特例減額につきましても、この方法をとってきたということでございます。今回、これをどういう形で継続をするかということを考える中で、管理職手当のカットにつきましては、これは管理職の皆さんに県庁改革の先頭に立ってもらって、そして従来にも増してリーダーシップを発揮して職責を果たしてもらわなければならないという中で、これを行うことは適当ではないと判断をまずいたしました。

したがいまして、給与の特例減額につきましては、給料のカットのみによる方法をとることにいたしましたわけでございます。一方で全国の状況等も見ても、給料のカットによる方法をとっている県は、実は全国で今、本県以外に7県ございます。このやり方を見ても、2つに大別されておりまして、一つが管理職、部長、次長、課長、すべて一律のカット率にしているという方法でございまして、これは富山県、京都府、和歌山県、高知県がこういう方法をとってございます。一方で、滋賀県、奈良県、愛媛県は、5・3・3、4・3・2、6・4.5・4.5といったような、いわば役職によって差を設けるというやり方をとっております。したがいまして、全国的に見た場合でも、このやり方はいずれの方法もあるという状況でございます。

このような中で、本県としてどういう方法をとるかを考える必要があったわけでございます。たしかに今現在、本県で実施をされている給与カットの内容との比較という観点、これも当然、考慮する必要があると思ったわけでございます。管理職手当のカットを実施しないというスタートに立った場合、他県の状況を見ても、その管理職手当のカット分も含めて、給料の減額分に換算して、全国の31県について、その給料のカット率を、管理職手当も給料も全部含めた形で算定をしてみますと、このカット率の平均が4.2%という状況でございます。そういう状況を踏まえる中で、今回、管理職手当のカットを実施しないといいたしましたので、管理職に一律4%という負担をお願いすることが適当と判断しまして、今回、議会に提案させていただいているという次第でございます。

もとより給与のカットにつきましては、どのような方法をとることが適切かということについて、さまざまな観点から、さまざまな考え方があることを十分承知しております。そういう中で、職員はもとより、議会あるいは県民の皆さんにも十分理解を求める努力をしていかなければいけないと思っているところでございます。

丹澤委員

よその県が4.2%だから、4%に何で決めたのかって、僕が聞かないうちに部長さんが、よその県の平均を取ったと言っている。それは全く自主性がない。さっきも言ったように、なにゆえに賃金カットをするのか、給与カットをするのかということがあったのならば、よその県の平均を取りましたと、だからこれが正しいですという議論にはならないですよ。だから、もとの発想がどこにあるかということです。よそがやっているから、じゃあよそと同じでいいや、平均なんだと。ちっとも山梨県の独自性は出てこないですよ。何ゆえにやらなきゃならんかという、そういう信念が全くない。そこが僕は問題だと思っているんです。

古賀総務部長

本県の財政も年々非常に厳しさを増してくる中で、委員御指摘の経常収支比率につきましても、91%という状況の中で、どう再建をしていくかというのは、本県におきまして非常に大きな課題でございます。その中で、公債費が過去の県債の償還ということはある意味決まっているということと言えますと、まさにこの人件費の部分をどうしていくかというのが、財政の柔軟性を確保していく観点からは非常に大事な部分だと重々承知しております。

県といたしましては、もちろん定数の削減ということにつきましても、一般行政職では10年前と比べて1割以上の削減といったようなことで、非常に力を入れて取り組んではきております。一方で退職手当が増嵩するといったような問題、あるいは三位一体の中で国庫補助負担金について廃止をされて、その分が県としての経常収支という形で乗っかってくるという構造的な問題、そういうような状況がある中で、やはり県としても人件費をどう抑制していくか。定数削減が長期的にはかなり大きな財政効果を生み出してくるということに対し、短期的に財政効果をどうやって人件費の抑制という点で生み出していくかということが非常に大事な観点であることは、全く同感でございます。

そういう中で、今回、この給与のカットにつきましては、先ほど次長からも御説明いたしましたとおり、経済財政会議からの提言も踏まえる中で、第一義的には姿勢ということを前面に出しながら今回継続させていただきたいと考えておるわけでございます。一方で財政再建という観点から、この問題についてきちんと取り上げて考えていくことも当然必要であろうと思います。また、そうしたことをきちんと検証し、訴えていかないと、職員の理解もなかなか得られないという思いも持っております。

そういうことでございますので、今現在の状況におきまして、例えば財政計画の中で人件費をどれだけどういうふうにしなきゃいかんというような、一定の財政再建というプログラムの中でのお示しということではありませぬけれども、そうした視点を持つ必要があるという問題意識も頭に持ちながら、今後取り組んでまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

丹澤委員

今、お示したように、部長さんは今回の改正によりまして25万3,0

00円、去年よりも多くなった。一番下の人はたった2万円しか多くならない。こういうやり方っていうのは、どうなんでしょう。これは正しいと。職員からみんなから同意が得られるという制度だと思っていますか。

古賀総務部長

カットの方法につきましては、先ほども申し上げましたけれども、どれが正しいということではないと思っております。いろいろなやり方がある中で、そのときそのときの状況を踏まえて判断をする必要がある問題だと思えます。

確かに、この2年間の暫定措置である特例減額との比較ということにおきましては、先ほど来、パネルにて御説明をいただいているような、部長級、あるいは課長級になりたての職員によって受け取り方に大きく差があるというような実感、そこら辺は我々も十分考える必要があると思えます。先ほども申し上げましたように、全国の状況も見て、そして本県として新たに給与の特例減額という問題を考えていくに当たり、どういうやり方が適切かということのいろいろ議論をした中で、いろいろな角度からの議論もございました。一つは、管理職手当のカットということ、一律のカット率としております関係上、上位役職者については重くなっていますけれども、一方で管理職手当の率については、それぞれの役職、職責、そういうものに応じて支給されておるといったことを踏まえて考える必要もあるといった視点もございます。

いろいろな視点からの考え方がある中で、今回、我々としてもさまざまな議論をし、いわば苦渋の結論として、この一律4%カットというやり方が適切と判断をして御提案をし、お願いしている次第でございます。

丹澤委員

改革をするにはみんなが納得して、みんながそうだと思うことが一番大事なことだと思うんです。部長は25万3,000円も今度の改正でもうけた。おれたちは年間2万円しかふえない。そういうことの中でだれもが納得して、この4%というカット方式がいい方式だと、そういうふうに理解してもらった上で改革をやらないとできないと思っているんです。だから、私は本当にこのやり方が合っているのかなと。年間1,000万円もらっている人が25万円ふえたって大したことはない。しかし、400万円、500万円の人が20万円ふえるっていうことは大きな増収になるわけです。だから、そういう点で、私は本当は上の人に厳しく、下の人に優しくというふうな、同じ1億円の額を増額して使うのであれば、そういう形でやられた方が私はよかったのではないかと思うんです。部長さんのお答えをいただきまして終わりにします。

古賀総務部長

確かに、今おっしゃいましたような観点からの御意見、受けとめ方が、あるというのは我々も十分肝に銘じまして、職員、そして皆様の理解を得られるよう十分努めてまいりたいと思えますし、また、そういう受けとめ方を当然、職員がしているという前提に立って、いろいろな施策、事務の進め方等を含めまして、よくよく考えて行政を運営してまいりたいと考えております。

第118号

山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件

質疑

なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第121号 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第122号 山梨県職員の育児休業等に関する条例等中改正の件

質疑

木村委員

育児の短時間勤務制度の新設は、ワークライフバランスとか少子化対策の観点から大変よいことだと思います。また、対象の職員も、休んで急に職場に復帰するというのは浦島太郎みたいなものだと思うものですから、こういう形の中で育児短時間勤務というものが使えればスムーズに職場に復帰できるということで、大変いいなと思う。

ただ、一番問題なのは、みんなで育児を助け合うといいますが、そういう仲間の意識、それから管理職の皆さんの意識を、しっかりと根づかせることではないかなと思います。その点について何か御配慮というか、お考えでしょうか。

輿水総務部次長

職員の子育て支援という視点から子育て支援プログラムというものをつくっており、それに基づきまして、職場環境の整備でありますとか、職員の意識改革でありますとか、そういうことを進めているところでございます。具体的には、休んでいる最中に職場からいろいろとこまめに連絡をする。あるいは、休みの間ではありますけれども、いわゆる業務に必要な知識でありますとか、情報でありますとか、そういうものを得ていただく観点から、年2回研修を行っております。職場におきましては、管理職を中心に子育て相談員でありますとか、そういった形で相談に乗る方、それから全体をしっかりと推進していくような役割を担っている職を設置いたしまして、全庁的な視点で職員全体が職員の子育てをサポートできるようなことを進めていくところでございます。

木村委員

よろしく申し上げます。それとは反対に、そのことによって、仲間に負担がかかるということも、対象者の方も気になるのではないかと思いますので、その点についてもよろしく申し上げます。

それで、2の育児休業から復職した職員の給料月額の取り扱いというところで、今まで2分の1だったものが、今度、ことしの8月1日以降は、全期間を勤務したものとして決定するというところで、大変ありがたいことだと思います。ただし、給料表とかにその以前の職員と今度は差が出るんではない

かと思うんですね。そういう点はどんなお考えですか。

輿水総務部次長 今回の改正につきましては、国家公務員についても、それから地方公務員についても、19年8月1日を制度の適用スタート日とするということになっております。したがって、それ以降復帰する職員については今回の取り扱いの対象ということになります。こういった制度も改正のある時期とその前とは全く同一にはいかない部分がございます。いずれにいたしましても、19年8月1日以降の復職にかかる者につきましては、全期間を勤務したものとしてみなすという復職時調整を行っています。

木村委員 それはそれでいいんです。ただ、その前に取った人は2分の1で、今度の人は全額ということですから、同じ給料表の人で逆転現象が起こるのではないかという心配をして、そういう場合の手だてというものをしっかりしていただきたいということなんです。

輿水総務部次長 給料のことでございますので、そういう点は全体のバランスが崩れないような方法で考えてまいりたいと考えています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第127号 平成19年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

岡委員 ちょっと1点だけ教えてください。総の3ページ。つまり、先ほど、丹澤議員が盛んに質問してたようですが、この中では1億3,600万円ばかりプラスであるわけでありまして。そのほかの、出納局にしる人事委員会にしる、あるいは議会事務局含めて、みんなマイナスになっているわけでありまして。この辺はなぜゆえに総務部だけふえるのか。なぜ他はマイナスなのか、このところを教えてください。

輿水総務部次長 総務部関係につきましては、全体で増額になっておりますのは、県立大学が学年進行しておりまして、その分、教員を今回採りますと、県立大学の教員が11名、前年に比べますとふえております。その部分の人件費の増分というのが大きな要素になっております。

岡委員 県立大学11名というのは、余りにも多いわけで、これは全く当初予算には見込まれていなかったのでしょうか。なぜ11名も、1人や2人というのだったら当然わかるわけでありましてけれども、11名の補充というのは非常に大きいのですけれども、どういうわけだったのか。

輿水総務部次長 当初予算編成時におきまして、教員の採用計画自体は年次計画で計画を立てているわけでございます。当初予算編成時におきましては、その分を現

員現給ということで計上しておりますので、10月1日現在でいる職員によって当初予算は計上しております。その部分が入っておりませんので、今回その部分を補正をさせていただいたということでございます。

岡委員 どうしても理解ができないんですよね。11名という人数からして、どうしてこの時点でというか、9月議会だとか、そういうふうなときにはわからなかったんでしょうかね。もう一度、わかりやすく教えてください。

輿水総務部次長 申しわけございません。給与費全体の計上の方法として、10月1日現員現給で当初予算は編成をしております。その後の増減要因につきましては、たとえばことしでいきますと、12月議会で補正をさせていただくという予算計上の方法をとらせていただいております。人件費の補正につきましては、一括12月において年間過不足額等も含めて補正をするという予算計上方式をとっております。

岡委員 いいです。了解。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第129号 平成19年度山梨県集中管理特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第134号 当せん金付証券発売の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第19-10号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

木村委員 2点聞きたいと思います。まず、県有未利用地についてお伺いします。現在の県有の未利用地についてはどういう状況で、どのように利用されているのかお伺いしたいと思います。

石合管財課長 県の未利用地の財産につきましては、管財課では、各事業担当部局が所管管理している県有財産について、利用状況の調査を実施しております。その中で利用計画のない財産については用途廃止を行い、事業担当部局から引継ぎを受け、普通財産として管理をしております。普通財産のうち、県において利用が決定、または予定がされているものや、処分することが適当でないと認める財産については処分を保留しております。そして、処分が可能なものについては、まず県において利用計画がないか各部局に紹介し、利用計画がなければ地元市町村等に公共利用の希望がないかを照会をいたしまして、希望がなければ民間へ売却等をするという流れになっております。

木村委員 利用があるか市町村に聞いて、処分を保留しているところもある。

石合管財課長 県において利用計画がないものにつきましては、市町村等に照会をいたしまして、市町村でも利用がないということになれば、これを民間へ売っていくということにしております。

木村委員 ないものについては、民間に処分する。その内訳と申しますか、どのぐらい今持っていらっしゃるのか、それから、民間にどれだけ処分しているか。その実績ですね。それから、処分を予定しているのがどれぐらいか。処分をしたのか、持っているか、これから予定しているか。その3点。

石合管財課長 管財課で今所管している普通財産につきましては47か所あります。22万9,000平米でございます。27か所について貸し付けを行っております。6か所については処分を検討しております。その他の土地につきましては生活関連道路ということで、処分に適さないものと今見ております。

それから、処分の実績ですけれども、平成13年度から今まで34件やりまして、市町村に16件、約11億4,800万円。それから民間に18件で19億8,700万。合計で31億3,500万円ぐらいを収入として上げております。

今後の予定ですけれども、今年度は交番跡地とか旧甲府林務事務所の跡地など4件、それから保健所の跡地、それからやはり交番ですね。これを20年度の初めにかけて一般競争入札をかけていきたいと思っています。

そのほかに今、調査中の物件が5件ございます。

以上です。

木村委員 行政改革大綱の44ページに、今度、資産・債務改革方針をこれから組むと載っていますが、その中に目標は処分件数12件以上というのがあることも、ここに数字が出ているのですけれども、この関連はどんなふうにお考えでしょうか。

石合管財課長 今調査中の物件5件も含めまして、今、先生がおっしゃった件数を処分していこうということでございます。

その他

- ・ 本日は、警察本部関係の審査、知事政策室・企画部関係の審査及び総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の一部の審査で終了し、12月17日午前10時から、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係について、引き続き会議を開くこととし、閉会した。

以上

総務委員長 渡辺 英機